



第3次新潟県男女共同参画計画 推 進 状 況

＜平成30年度版＞

男女が共に参画し、多様な生き方が
選択できる社会の実現に向けて

は じ め に

今日、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態や就業状況の変化などの影響により、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

このような社会に対応していくためには、職場、家庭、地域社会等のあらゆる場面で、男女が自らの意思に基づき、多様な生き方を選択できる社会の実現がますます重要であると考えています。

本県では、平成 29 年度からの 5 年間を計画期間とする「第 3 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現」を目標に、職場、地域、家庭などあらゆる場面において男女共同参画が進展するよう、様々な施策展開を図っています。

また、男女共同参画社会の実現には、行政はもちろんのこと、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として認識し、一体となった取組を推進することが必要です。

本書は、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、本県の男女平等社会の形成の推進状況についての年次報告として作成しているものであり、多くの皆様に活用され、男女平等社会の形成の推進に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

平成 31 年 1 月

新潟県知事 花角 英世

目 次

I 「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の達成状況

（本書作成時点で、それぞれの指標において把握している数値を掲載）

■ ページの見方	3
■ 計画の達成状況の概要	4
■ 各指標の達成状況	
基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり	
重点目標1 男女平等意識の浸透	8
（目標指標）	
・ 男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目	
・ 男女共同参画に関する周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	
重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	10
（目標指標）	
・ 「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	
重点目標3 学校等における男女平等教育の深化	11
（目標指標）	
・ 「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	
重点目標4 男女平等に関する学習機会の確保	12
（目標指標）	
・ （公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の受講者に占める満足者の割合	
・ 県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	
重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	13
（目標指標）	
・ 過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合	
・ 配偶者暴力に関する相談機関の認知度	
（参考指標）	
・ 女性福祉相談所の相談件数（うち配偶者間の暴力関係相談件数）	
・ 新潟県警察本部の配偶者暴力認知件数	
重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり	15
（目標指標）	
・ 女性の健康寿命の延伸	
・ 乳がん検診受診率	
・ 子宮がん検診受診率	
（参考指標）	
・ 骨粗しょう症検診実施市町村数	
・ 10代の人工妊娠中絶実施率	
・ 周産期死亡率	
重点目標7 国際的な男女共同参画の取組の理解	19
（目標指標）	
・ 「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	
基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	20
（目標指標）	
・ 「政治経済活動の場で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	
・ 県の審議会等への女性の登用率	
・ 管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合	

(参考指標)	
・市町村の審議会等への女性の登用率	
・新潟県職員の管理職女性登用率（本庁・地域機関）	
・校長及び教頭等に占める女性の割合（公立小・中・高等学校）	
・新潟県職員採用試験受験者に占める女性の割合	
・新潟県職員採用者に占める女性の割合	
・新潟県議会議員及び県内市町村議会議員に占める女性議員の割合	
・新潟県議会議員選挙及び県内市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合	
重点目標2 女性の能力の開発・発揮	27
(目標指標)	
・（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合	
・県や（公財）新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数	
重点目標3 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	28
(目標指標)	
・「職場の中で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	
・所定内賃金の男女格差	
・従業員数300人以下の企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数	
重点目標4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画	30
(目標指標)	
・家族経営協定締結農家数	
・県が支援を行う女性農業者の起業数	
(参考指標)	
・農業就業人口に占める女性の割合	
・複数の女性農業委員のいる農業委員会数	
・女性の認定農業者数	
基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	
重点目標1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	33
(目標指標)	
・育児休業取得率（女性・男性）	
・ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数	
(参考指標)	
・所定外労働時間数（男性・女性）	
・新潟県職員の育児休業取得率（女性）（知事部局・教育庁・病院局）	
・新潟県職員の育児休業取得率（男性）（知事部局・教育庁・病院局）	
重点目標2 男性にとっての男女共同参画	36
(目標指標)	
・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合	
(参考指標)	
・男性の家事参画度（女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）	
・男性の育児参画度（女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）	
重点目標3 子育て環境の充実	38
(目標指標)	
・放課後児童クラブ支援単位数	
・病児保育事業実施箇所数	
(参考指標)	
・延長保育を実施している保育所のか所数	
・休日保育を実施している保育所のか所数	
・一時預かり事業を実施しているか所数	
・地域子育て支援拠点のか所数	
・ファミリー・サポート・センターか所数	
・ファミリー・サポート・センターの会員数	
・子どもに対する虐待相談対応件数	

重点目標 4 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実	43
(目標指標)	
・ 障害者の実雇用率	
・ シルバー人材センターの会員数	
・ シニアカレッジ新潟（旧新潟県高齢者大学）修了者数	
重点目標 5 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	45
(目標指標)	
・ 自立相談支援機関の新規相談件数	
・ ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談者の就職率(相談者に占める就職者の割合)	
重点目標 6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	46
(目標指標)	
・ 自治会長に占める女性の割合	
・ 県防災会議委員に占める女性割合	
・ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数	
計画の推進	48
(参考指標)	
・ 市町村男女共同参画条例制定率	
・ 市町村男女共同参画計画策定率	
・ 新潟県男女平等推進相談室の相談件数	
・ 合計特殊出生率	
Ⅱ 「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」関連施策の実施状況	
■ ページの見方	53
1 基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧	
・ 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり	54
・ 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	59
・ 基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	62
Ⅲ 県内市町村の状況	
(平成30年4月1日現在、「市町村議会議員における女性の状況」のみ平成29年12月31日現在)	
1 市町村における男女平等推進施策所管課等の一覧	69
2 市町村男女共同参画計画の策定状況	70
3 政策・方針決定過程における女性の参画状況	71
4 男女共同参画・女性に関する条例の制定状況	71
5 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置状況	71
◇ 参考資料	
● 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	77
● 男女共同参画社会基本法	81
● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	84
● 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	89
● 新潟県における推進体制	92
・ 男女平等推進施策調整会議	
・ 男女平等社会推進審議会	
・ 男女平等推進相談室	
● 男女共同参画に関する行政関係年表	94

一人ひとりが生き生きと安心して暮ら 多様な生き方が選択できる社会づくり

家庭では…

- 家族全員が互いに協力し合
って、家事、子育て、家族の
介護などを行っています。
- 個性や能力を伸ばすような
家庭教育が行われています。

地域では…

- 自治会、PTA、その他の地域
活動において、男女が共に方
針決定の過程にも、活動にも
参画し、住みよい地域づくり
に貢献しています。
- コミュニティとの連携が進
み、安全で安心して子育てや
介護、地域活動ができる環
境ができ、みんなの笑顔が
見えます。

介護は…

必要に応じて、多様な介護サ
ービスを活用し、家族全員が
協力して家族の介護を行って
います。



すためには、男女が共に参画し、 が重要です。例えばこんな社会です。

学校では…

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重しています。
- 進学や就職に際して、個人の希望や適性を尊重した進路選択がなされています。

職場では…

- 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されています。
- 男女共に、育児休業、介護休業がとりやすいなど、仕事と家庭生活のバランスがとれた職場環境が実現しています。

子育ては…

地域全体で子育て支援が行われており、子育て家庭にとって、多様なサービスを活用しながら安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。



男女が共に参画し、多様な生き方が

計画の体系図

基本目標	重点目標		施策の基本的方向	
Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり	1	男女平等意識の浸透	(1)	男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します
			(2)	各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します
			(3)	メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します
			(4)	メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します
	2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	(1)	社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます
			(2)	男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します
	3	学校等における男女平等教育の深化	(1)	学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します
			(2)	教職員等の研修を充実します
	4	男女平等に関する学習機会の確保	(1)	男女平等意識を高めるための学習機会を提供します
			(2)	性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます
			(3)	学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます
			(4)	男女平等意識を育む家庭教育を推進します
	5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)	ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します
			(2)	ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います
			(3)	セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組を推進します
	6	生涯を通じた女性の健康づくり	(1)	生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します
			(2)	妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努めます
	7	国際的な男女共同参画の取組の理解	(1)	男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します
Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)	県の審議会等への女性登用を推進します
			(2)	女性県職員・教職員の育成・登用を推進します
			(3)	市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
			(4)	企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します
	2	女性の能力の開発・発揮	(1)	あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します
			(2)	女性の起業など様々なチャレンジを支援します
			(3)	女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します
			(4)	女性団体等への活動支援を充実します
	3	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	(1)	雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を発揮できる環境の整備を促進します
			(2)	女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します
	4	農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	(1)	農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します
			(2)	農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます
			(3)	商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます

選択できる社会の実現に向けて

※ ・・・本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本 目標	重点目標		施策の基本的方向	
Ⅲ男女が共に参画し、 多様な生き方が選 択できる社会づくり	1	男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	(1)	仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します
			(2)	仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します
			(3)	多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します
			(4)	職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します
	2	男性にとっての男女共同参画	(1)	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します
			(2)	男性の家事・育児・介護等への参画を促進します
			(3)	男性が抱える困難への対応を充実します
	3	子育て環境の充実	(1)	多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します
			(2)	地域における子育て支援を充実します
			(3)	子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します
	4	高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実	(1)	高齢者、障害者の社会参画を支援します
			(2)	高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します
	5	貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	(1)	生活困窮者の自立の促進を支援します
			(2)	ひとり親家庭への支援を充実します
	6	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	(1)	地域における男女共同参画を促進します
			(2)	防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します
			(3)	環境保全の取組への男女共同参画を促進します

計 画 の 推 進	1	総合的な推進体制及び機能の充実
	2	計画の進行管理と調査・情報収集
	3	市町村や国の関係機関との連携
	4	県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

【第3次新潟県男女共同参画計画 指標一覧】

- ①計画の推進状況を的確に把握し実効性を高めるため、重点目標ごとに『目標指標』を設定し、達成を目指す目標数値等を定めて取り組む。
- ②併せて、男女共同参画社会の形成状況を把握するための『参考指標』を設定し、継続して数値を調査していく。

1 目標指標

指標及び目標を性質によって以下のように分類・設定

指標	成果指標（アウトカム）	計画の実施を通じて県が目指す状態を表す指標
	行政活動指標（アウトプット）	計画の下での施策への取組状況と、目指す状態につながる結果が生まれているかを表す指標
目標	推進目標	県が政策手段をもって達成を目指す目標
	協働目標	県民や事業所等他団体の取組と相まって達成を目指す目標

【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

・「指標」
成…成果指標
行…行政活動指標

・「目標」
推…推進目標
協…協働目標

重点目標		項目	現況値	目標数値等	指標	目標	資料出所等
1	男女平等意識の浸透	男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目	6/7項目（H28）	減少	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		男女共同参画に関する周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	65.8%（H28）	85%（H33）	行	協	
2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	62.1%（H28）	減少	成	協	
3	学校等における男女平等教育の深化	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	61.3%（H28）	増加	成	協	
4	男女平等に関する学習機会の確保	（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の受講者に占める満足者の割合	99.2%（H27）	全講座で95%以上	成	協	男女平等社会推進課調べ
		県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	1,300千日人（H27）	1,400千日人	行	協	生涯学習推進課調べ
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合	33.6%（H28）	減少	成	協	県民アンケート（児童家庭課調べ）
		配偶者暴力に関する相談機関の認知度	49.9%（H28）	増加	行	推	
6	生涯を通じた女性の健康づくり	女性の健康寿命の延伸	・健康寿命74.79年（H25） ・平均寿命と健康寿命の差11.98年（H25）	健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回る	成	協	健康寿命：健康日本21（第二次）推進専門委員会資料 平均寿命：平成25年新潟県簡易生命表
		乳がん検診受診率	50.9%（H25）	60%（H32）	行	協	国民生活基礎調査
		子宮がん検診受診率	46.5%（H25）	50%（H32）	行	協	
7	国際的な男女共同参画の取組の理解	「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	32.2%（H28）	増加	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）

【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり】

重点目標		項目	現況値	目標数値等	指標	目標	資料出所等
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	「政治経済活動の場で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	54.6% (H28)	減少	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		県の審議会等への女性の登用率	38.5% (H28)	40%以上 (H32以降)	成	推	男女平等社会推進課調べ
		管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合	14.3% (H27)	21% (H33)	成	協	新潟県賃金労働時間等実態調査
2	女性の能力の開発・発揮	（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合	99.2% (H27)	全講座で95%以上	成	協	男女平等社会推進課調べ
		県や（公財）新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数	109人 (H28)	毎年度100人以上	行	協	
3	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	「職場の中で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	54.1% (H28)	減少	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		所定内賃金の男女格差	76.9% (H27)	縮小	成	協	新潟県賃金労働時間等実態調査
		従業員数300人以下の企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数	20社 (H28)	150社 (H33)	行	協	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況
4	農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	家族経営協定締結農家数	1,534戸 (H27)	1,800戸 (H33)	成	協	経営普及課調べ
		県が支援を行う女性農業者の起業数	19起業 (H27)	増加	行	協	経営普及課調べ

【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

重点目標		項目	現況値	目標数値等	指標	目標	資料出所等
1	男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	育児休業取得率（男性）	3.2% (H27)	4% (H31)	成	協	新潟県賃金労働時間等実態調査
		育児休業取得率（女性）	98.4% (H27)	95% (H31)	成	協	
		ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数	780社 (H28)	1,080社 (H33)	行	協	男女平等社会推進課調べ
2	男性にとっての男女共同参画	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合	36.2% (H26)	増加	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
3	子育て環境の充実	放課後児童クラブ支援単位数	613 (H28)	増加	成	協	少子化対策課調べ
		病児保育事業実施箇所数	41 (H28)	増加	成	協	少子化対策課調べ
4	高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実	障害者の実雇用率（民間企業）	1.93% (H28)	全国平均を上回る	成	協	障害者雇用状況報告
			全国第31位 (H28)	前年度の全国順位を上回る	成	協	
		シルバー人材センターの会員数	21,529人 (H27)	増加	成	協	（公社）新潟県シルバー人材センター連合会提供資料
5	貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	自立相談支援機関の新規相談件数	3,508件 (H27)	増加	行	協	生活困窮者自立支援制度の支援状況調査
		ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談者に占める就職者の割合	25.8% (H27)	増加	行	推	県ひとり親家庭等就業・自立支援センター実績報告
6	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	自治会長に占める女性の割合	3.3% (H28)	4.5% (H33)	成	協	内閣府男女共同参画局調べ
		県防災会議委員に占める女性割合	25.0% (H28)	増加	成	推	防災企画課調べ
		男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数	63法人 (H28)	増加	成	協	県民生活課調べ

2 参考指標

【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

重点目標	項目	単位	現況値		資料出所等
女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性福祉相談所の相談件数	件	H27	1,161	児童家庭課調べ
	うち配偶者間の暴力関係相談件数	件	H27	241	
	配偶者暴力認知件数（新潟県）	件	H27	1,106	警察本部調べ
生涯を通じた女性の健康づくり	骨粗しょう症検診実施市町村数（新潟県）	—	H26	20/30	にいがたの生活習慣病
	10代の人工妊娠中絶実施率（新潟県）（15～19歳の女子人口千対）	‰	H27	4.5	衛生行政報告例（年度報）
	周産期死亡率（新潟県）（出産千対）	‰	H27	3.7	人口動態統計

【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり】

重点目標	項目	単位	現況値		資料出所等
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	市町村の審議会等への女性の登用率（新潟県）	%	H28	26.8	男女平社会推進課調べ
	新潟県職員の管理職女性登用率（本庁）	%	H28	9.1	人事課、警察本部調べ
	新潟県職員の管理職女性登用率（地域機関）	%	H28	10.2	
	校長に占める女性の割合（公立小学校）（新潟県）	%	H27	16.8	学校基本調査
	教頭に占める女性の割合（公立小学校）（新潟県）	%	H27	16.5	
	校長に占める女性の割合（公立中学校）（新潟県）	%	H27	5.7	
	教頭に占める女性の割合（公立中学校）（新潟県）	%	H27	8.1	
	校長に占める女性の割合（公立高等学校）（新潟県）	%	H27	2.3	
	副校長・教頭に占める女性の割合（公立高等学校）（新潟県）	%	H27	8.1	新潟県職員採用試験の状況
	新潟県職員採用試験受験者に占める女性の割合	%	H27	38.2	
	うち、大卒程度採用試験受験者に占める女性の割合	%	H27	35.8	
	うち、短大卒程度採用試験受験者に占める女性の割合	%	H27	100.0	
	うち、高卒程度採用試験受験者に占める女性の割合	%	H27	50.0	
	新潟県職員採用者に占める女性の割合	%	H27	45.0	
	うち、大卒程度採用者に占める女性の割合	%	H27	43.0	
	うち、短大卒程度採用者に占める女性の割合	%	H27	100.0	
	うち、高卒程度採用者に占める女性の割合	%	H27	71.4	
	新潟県議会議員に占める女性議員の割合	%	H28	5.7	地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調
	市町村議会議員に占める女性議員の割合（新潟県）	%	H28	9.0	
	新潟県議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合	%	H27	11.0	市町村課調べ
	市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合（新潟県）	%	H27	10.0	
農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	農業就業人口に占める女性の割合（新潟県）	%	H27	47.7	農林業センサス
	複数の女性農業委員のいる農業委員会数（新潟県）	—	H28	24/35	農業総務課調べ
	女性の認定農業者数（新潟県）	人	H27	442	農林水産省調べ

【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

重点目標	項目	単位	現況値		資料出所等
男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	所定外労働時間数（男性）	時間	H27	13.5	新潟県賃金労働時間等実態調査
	所定外労働時間数（女性）	時間	H27	6.0	
	新潟県職員の育児休業取得率（男性）（知事部局）	%	H27	12.1	人事課調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（男性）（教育庁）	%	H27	4.9	教育庁調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（男性）（病院局）	%	H27	0.0	病院局調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（女性）（知事部局）	%	H27	100.0	人事課調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（女性）（教育庁）	%	H27	100.0	教育庁調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（女性）（病院局）	%	H27	100.0	病院局調べ
男性にとっての男女共同参画	男性の家事参画度（新潟県） （女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）	%	H23	11.3	社会生活基本調査
	男性の育児参画度（新潟県） （女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）	%	H23	20.5	
子育て環境の充実	延長保育を実施している保育所のか所数（新潟県）	か所	H27	699	少子化対策課調べ
	休日保育を実施している保育所のか所数（新潟県）	か所	H28	36	
	一時預かり事業を実施しているか所数（新潟県）	か所	H27	467	
	地域子育て支援拠点のか所数（新潟県）	か所	H28	203	
	ファミリー・サポート・センターか所数（新潟県）	か所	H28	21	
	ファミリー・サポート・センターの会員数（新潟県）	か所	H28	7,242	
	子どもに対する虐待相談対応件数（新潟県）	件	H27	1,020	児童家庭課調べ

【計画の推進】

項 目	単位	現状		資料出所等
市町村男女共同参画条例制定率（新潟県）	%	H28	30.0	男女平等社会推進課調べ
市町村男女共同参画計画策定率（新潟県）	%	H28	66.7	
新潟県男女平等推進相談室の相談件数	件	H27	2,189	
合計特殊出生率（新潟県）	人	H27	1.44	人口動態統計

I 「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の達成状況

■ ページの見方

「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」においては、計画の進行管理を実施し、公表することとしています。

ここでは、重点目標別に、新潟県における男女共同参画の現状（本書作成時点でそれぞれの指標等において把握している数値※）を掲載しています。

※過去に公表した数値において誤り等があったものは、適宜修正しています。

目標指標

計画の目標達成に向けて、重点目標ごとに指標を設定し、その達成状況を公表するもの。

※ 本報告書では、概ね次のように表記してあります。

目標(平33)
増加

◆ 男女共同参画に関する周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）

【目標】
縮小

◆ 「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合

参考指標

男女共同参画社会形成の状況把握のため設定し、その状況を調査し、公表するもの。

※ 本報告書では、次のように表記してあります。

参考指標

◇市町村の審議会等への女性の登用率

計 画 の 達 成 状 況 の 概 要

本書は、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく年次報告であり、「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」（以下、「計画」という。）の指標等について、主に平成29年度の現状等をまとめたものである。

■「基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり」に関する指標の達成状況

- 男女の地位の平等について、家庭、学校教育、地域社会、職場や社会慣習など7項目について男女の地位の平等感を調査した結果、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割未満となった項目は「学校教育の場」のみであり、他の6項目は依然として3割を超えている状況であった。特に「社会慣習（しきたり）」では、「男性の方が優遇されている」という回答割合は全体の62%となっており、前年度に比べ増加している。依然として多くの場面において、男性の方が優遇されているという意識が高い状況にある。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶においては、「過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合」は37.7%であり、前年度に比べその割合は増加している。暴力防止の啓発活動を推進するとともに、相談機関の周知により「配偶者からの暴力に対する」認知度が高まったことも一因と考えられる。
- 生涯を通じた女性の健康づくりについて、がん検診受診率の向上は見られるものの、乳がん検診や子宮がん検診の受診率は概ね横ばいで推移している。目標としている健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びをやや上回る結果となった。

■「基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり」に関する指標の達成状況

- 政策・方針決定過程への女性の参画状況について、「新潟県の審議会等への女性の登用率」は平成30年6月1日時点で38.4%であり、前年に比べ0.5ポイント減少した。また、県内事業所における「管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合」は、平成29年7月31日現在で13.4%であり、女性管理職の登用率は男性に比べて依然として低い水準にある。

- 職場における男女の地位の平等については、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は全体で52.6%であり、前年度に比べ1.5ポイント減少したが、女性では63.2%であり、男性に比べその割合は総じて高い状況となっている。また、男性を100とした場合の女性の所定内賃金は76.9であり、その差は縮小傾向にある。

■「基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり」に関する指標の達成状況

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである、という考え方に反対（考え方を支持しない）の男性の割合」は全体で50.7%であり、前年に比べ0.9ポイント増加しており、近年はその割合が増加傾向にある。
- 男女共に、仕事と家庭生活等を両立できる職場環境づくりについて、平成29年度末のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録数は869社となった。近年は登録数が増加傾向にあり、企業等における男女共同参画に対する意識が一定程度浸透してきていると考えられる。一方、県内事業所における「育児休業取得率」は、女性の取得率が97.6%、男性の取得率は3.6%であった。また、家事・育児に男性が費やす時間は、家事23分、育児47分と前回調査時（平成23年）に比べて微増に留まっており、依然として女性が家事・育児の多くを担っている状況である。
- 子育て環境の充実については、目標指標の「放課後児童クラブ支援単位数」、「病児保育事業実施箇所数」、参考指標の「延長保育を実施している保育所のか所数」、「一時預かり事業を実施しているか所数」、「地域子育て支援拠点のか所数」とも増加しており、環境整備が促進されてきている。

今後も、家庭、学校教育、職場、地域社会等、様々な場面において男女平等社会の形成推進のための周知・啓発活動を展開するとともに、男性にとっての男女共同参画の意義の啓発等を推進し、男性が家事・育児・介護等に参画しやすい環境整備など、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備等を促進していく必要がある。

各 指 標 の 達 成 状 況

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標1 男女平等意識の浸透

【目標】 減少

【目標に対しての達成状況】

平成29年度に実施した「県民アンケート調査」によると、男女の地位の平等について、7項目における考えを調査した結果、「男性の方が優遇されている」という回答の割合について、「学校教育の場」以外の6項目は3割を超えており、前年度に比べ変化はなかった。

なお、6項目について、「社会慣習（しきたり）」以外の5項目では数値は減少傾向にあり、改善しつつある。

【今後の取組の方向等】

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、あらゆる機会や多様な媒体等を通じた広報・啓発活動、様々な視点から施策を実施していく。

- ◆ 男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目（新潟県）

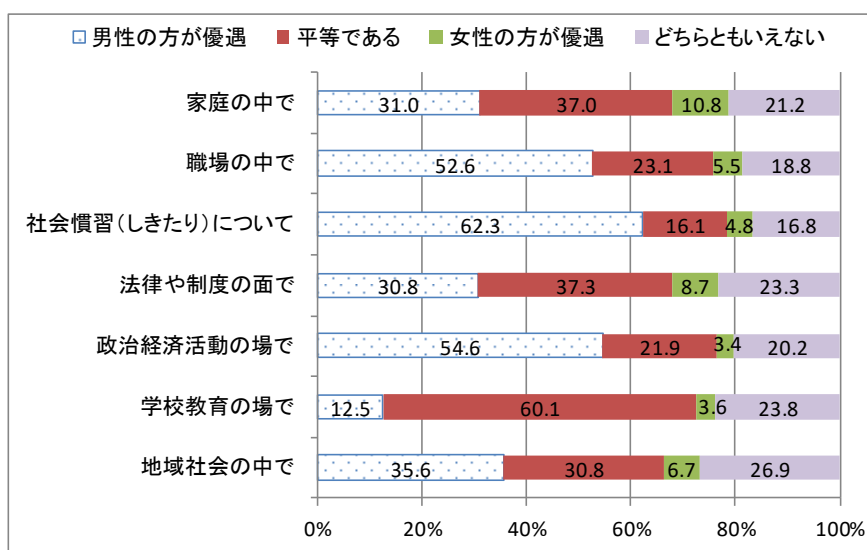
【県民意識調査】

年度	項目数
平成23年度	5
平成27年度	5

【県民アンケート調査】

年度	項目数
平成24年度	6
平成25年度	6
平成26年度	6
平成28年度	6
平成29年度	6

- ◆ 参考：平成29年度「県民アンケート調査」結果概要



資料：

【県民意識調査（隔年実施調査：平成23、27年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」
※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人～3,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成24～26、28～29年度）】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」（平成24～26、28年度）
新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29年度）
※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

※ 「家庭」、「職場」、「社会慣習（しきたり）」、「法律・制度」、「政治経済活動」、「学校教育」、「地域社会」の7分野において「男性が優遇されている」と感じる意識割合が減っていくことが、各分野の男女平等につながっていくことを示すためのものである。

上記参考表では、「学校教育」が3割未満となっている唯一の項目である。

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標1 男女平等意識の浸透

目標数値(平33)
85%

【目標値に対しての達成状況】

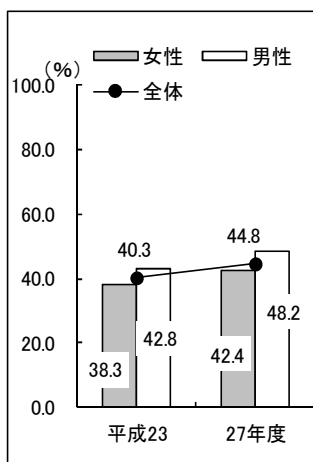
平成29年度に実施した「県民アンケート調査」によると、男女共同参画社会という用語について、内容まで知っている又は聞いたことがある人の割合は全体で68.7%となり、前年度に比べ2.9ポイント増加となった。

【今後の取組の方向等】

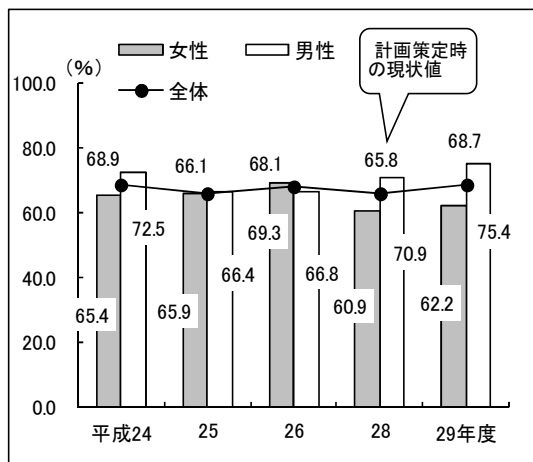
引き続き、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動により、男女共同参画社会についての周知を図る。

◆ 男女共同参画に関する周知度(内容を知っている又は聞いたことがある人の割合)(新潟県)

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料:

【県民意識調査(隔年実施調査:平成23、27年度)】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」
※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人～3,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査(平成24～26、28～29年度)】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」(平成24～26、28年度)
新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」(平成29年度)
※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

【関連事業】 ➡ P54 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.1～16

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標Ⅱ 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

【目標】 減少

【目標に対する達成状況】

平成29年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は、全体で62.3%となり、前年度に比べ0.2ポイント増加した。

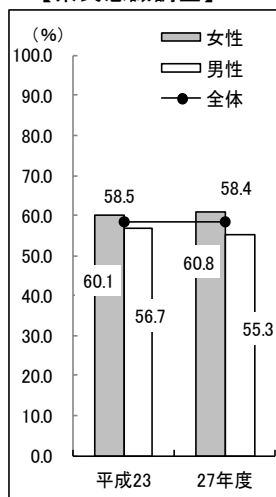
依然として「男性の方が優遇されている」とする意識が高い傾向にあり、無意識の偏見の介在等、一人ひとりの意識の変革に時間を要している。

【今後の取組の方向等】

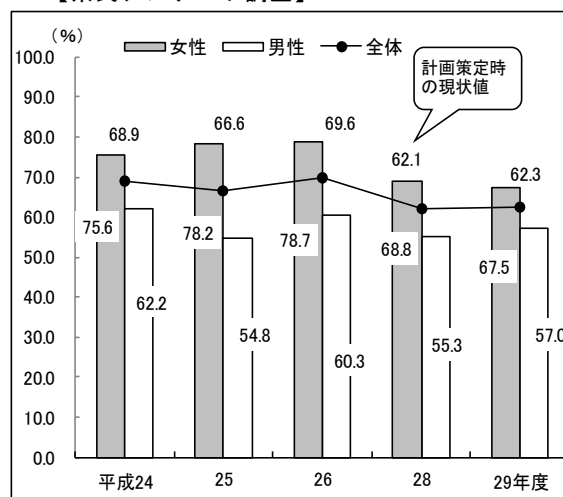
男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直しについて情報提供や啓発を推進していく。

◆ 「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（隔年実施調査：平成23、27年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人～3,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成24～26、28～29年度）】

新潟県知事政策局広報聴取課「県民アンケート調査」（平成24～26、28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29年度）

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

【関連事業】 ➡ P54,55 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.17～25

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標3 学校等における男女平等教育の深化

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

平成29年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「学校教育の場での男女の平等感」は、全体で60.1%であり、前年度に比べ1.2ポイント減少した。

また、男女別にみると、男性が65.7%、女性が54.5%で、前年度と比べて男性は0.4ポイント増加し、女性は2.9ポイント減少した。

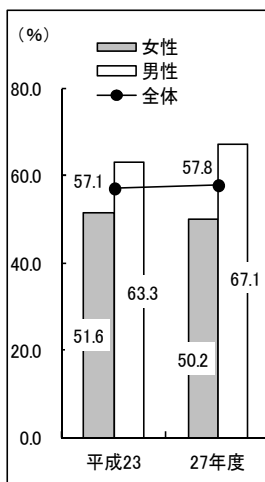
概ね横ばいで推移しているが、男性と比較して女性の割合が総じて低くなっている。

【今後の取組の方向等】

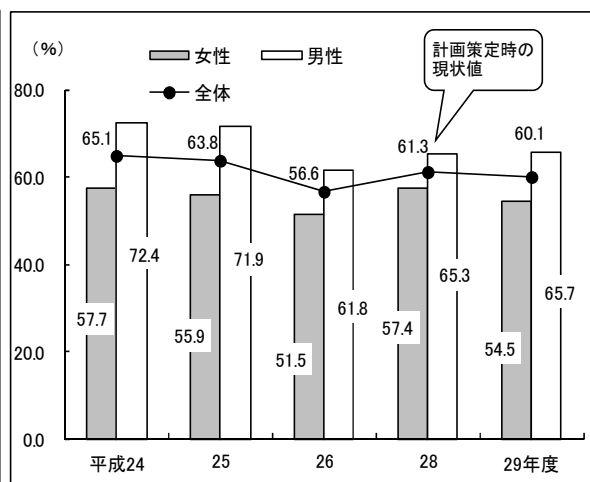
学校における教育活動の中で、引き続き、性別による固定的役割分担意識にとらわれないよう配慮し、男女平等教育を推進していく。

◆ 「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（隔年実施調査：平成23、27年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人～3,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成24～26、28～29年度）】

新潟県知事政策局広報聴取課「県民アンケート調査」（平成24～26、28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29年度）

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

【関連事業】 ➡ P55 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.26～44

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標4 男女平等に関する学習機会の確保

目標数値
95%以上

【目標値に対しての達成状況】

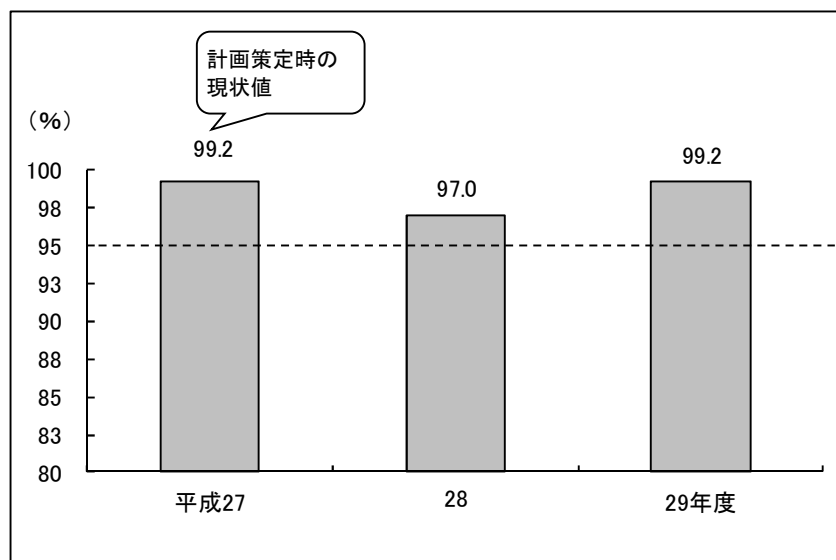
満足者の割合は目標数値を上回っており、アンケート回答率も向上傾向にある。

【今後の取組の方向等】

毎年度テーマの見直しや時事的なテーマ提供を行うなど、常に見直しを行い、内容の質を維持しつつ、受講者数をさらに増やすよう取組を続けていく。

また、地域展開による受講機会の増加を促進する。

◆ 公益財団法人新潟県女性財団が主催する研修事業に占める満足者の割合



資料：公益財団法人新潟県女性財団調べ

※本調査は平成27年度から実施

目標数値
1,400千日人

【目標値に対しての達成状況】

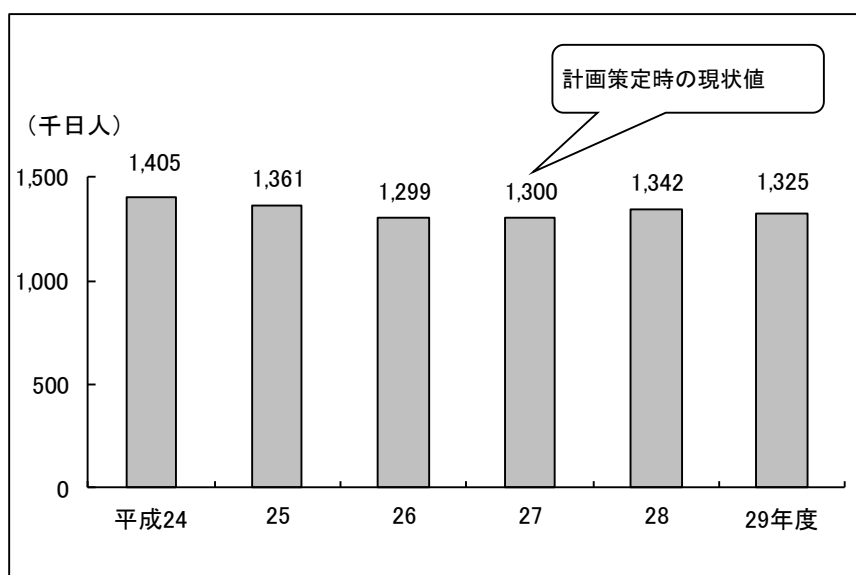
平成 29 年度の受講者数は、1,325 千日人であり、前年度に比べ 17 ポイント減少した。

【今後の取組の方向等】

平成 29 年度から、いきいき県民カレッジにおいて「成果活用」型の活動を啓発・支援する仕組みを取り入れた。

これらの取組も活用し、引き続き住民の学習意欲の向上に結び付けていく。

◆ 県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数（新潟県）



資料：新潟県教育庁生涯学習推進課調べ

【関連事業】 ➡ P56 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.45～58

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【目標】 減少

【目標に対しての達成状況】

過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合は、平成29年度は37.7%であった。

前年度に比べ4.1ポイント増加しており、男女ともに増加傾向にある。

「配偶者からの暴力」に対する認知度が高まり、訴える人が増えたことも一因と考えられる。

【今後の取組の方向等】

暴力根絶には継続的な啓発活動などが不可欠であり、引き続き、配偶者暴力防止の啓発活動を推進するとともに、相談窓口の認知度を高め、制度の活用を図る。

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

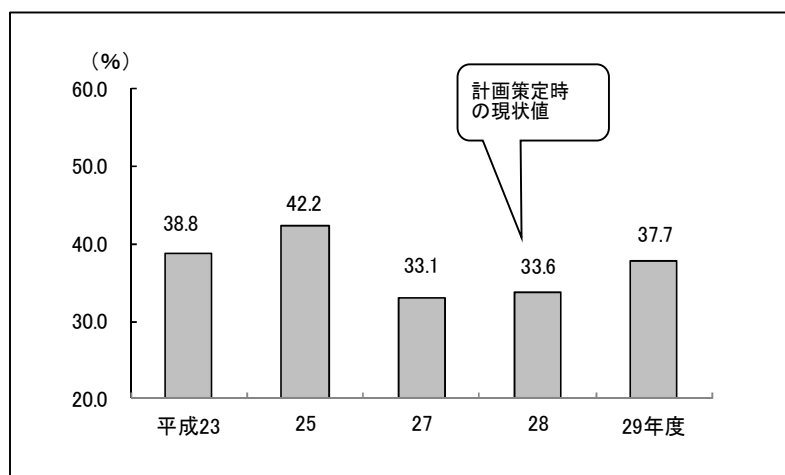
配偶者暴力に関する相談機関の認知度は、平成29年度は66.3%であり、前年度に比べ16.4ポイント増加した。

相談機関を周知する啓発活動などにより認知度が向上したものと考えられる。

【今後の取組の方向等】

引き続き、配偶者暴力防止の啓発活動を推進するとともに、相談窓口の認知度を高め、制度の活用を図る。

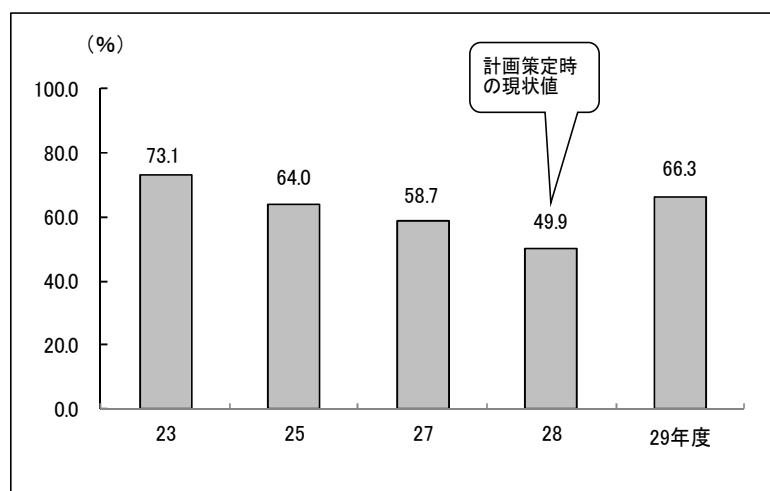
◆ 過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合



資料：新潟県福祉保健部児童家庭課調べ

※「配偶者からの暴力」には、生活根拠を共にする交際相手からの暴力も含む

◆ 配偶者暴力に関する相談機関の認知度



資料：新潟県福祉保健部児童家庭課調べ

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

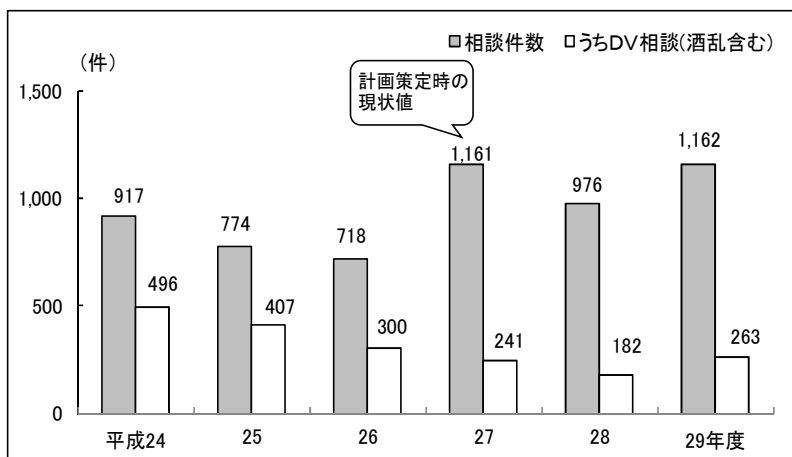
重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

参考指標

女性福祉相談所における平成29年度の相談件数は、前年度に比べ186件増加した。

うち配偶者間の暴力に関する相談件数については81件増加した。

◇女性福祉相談所の相談件数（うち配偶者間の暴力関係相談件数）



資料：新潟県福祉保健部児童家庭課調べ

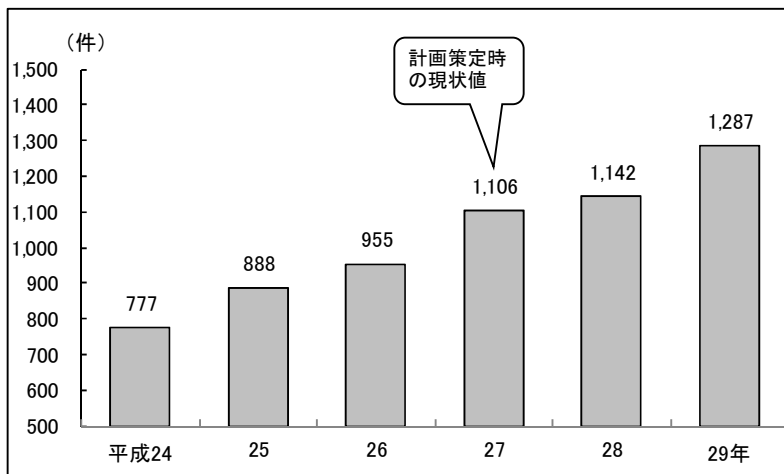
参考指標

平成29年の配偶者暴力事案認知件数は1,287件であった。

前年に比べ145件増加しており、男女ともに増加傾向にある。

件数は、平成20年から10年連続で増加している。

◇配偶者暴力認知件数（新潟県警察本部）



資料：新潟県警察本部調べ（各年12月31日現在）

【関連事業】 ➡ P56,57「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.59～93

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

【目標】
健康寿命の伸びが
平均寿命の伸びを
上回る

【目標に対しての達成状況】

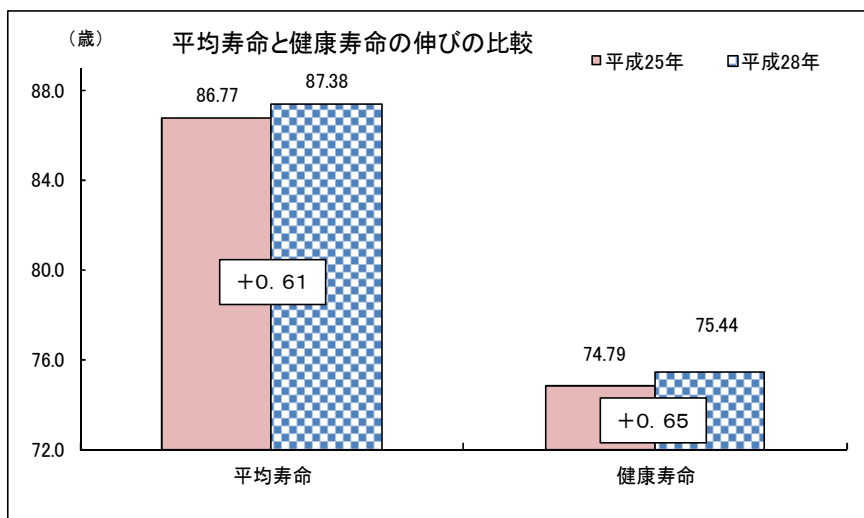
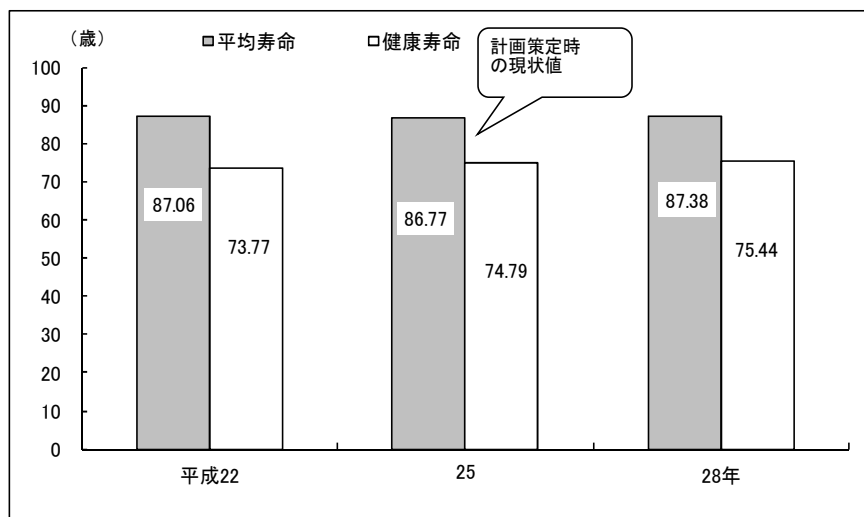
前回調査の平成25年と比較して、平成28年の健康寿命の伸び(+0.65)は平均寿命の伸び(+0.61)をやや上回っている。

生活習慣に係る健康指標の推移をみると、食生活の改善(食塩摂取量の減少、野菜摂取量の増加)や、運動習慣者の割合の増加、がん検診受診率の向上がみられ、県全体や各地域における普及啓発や各種健康づくり施策の効果があったものと思われる。

【今後の取組の方向等】

一日あたり平均歩数の減少や、若年女性のやせの増加、喫煙率の悪化等、課題の残る生活習慣の改善に向け、引き続き健康づくり関係4計画に基づき、各種団体等と連携・協働し、普及啓発や環境整備をはじめとする健康づくり施策の推進に努める。

◆ 女性の健康寿命の延伸



資料：

平均寿命：新潟県簡易生命表

健康寿命：健康日本21(第二次)推進専門委員会資料

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

目標数値(平32)
60.0%

【目標値に対しての達成状況】

平成28年度に実施した「国民生活基礎調査」によると、職域を含めた乳がん検診受診率は50.8%である。

世代別の受診率を見ると、40・50歳代の受診率は5割を超えているが、60歳代は5割を下回っている。

【今後の取組の方向等】

今後も効果的な普及啓発の方法を検討し実施するとともに、受診しやすい検診体制の整備に努め、受診率の向上を図る。

目標数値(平32)
50.0%

【目標値に対しての達成状況】

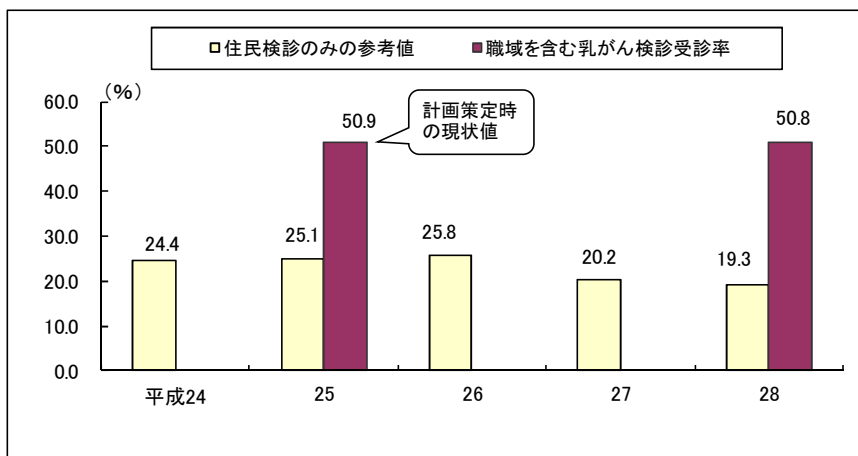
平成28年度に実施した「国民生活基礎調査」によると、職域を含めた子宮がん検診受診率は47.1%であり、前回調査時点から0.6ポイント上昇している。

世代別の受診率を見ると、検診の入口年齢である20歳を含む、20～24歳の受診率が著しく低い状況にある。

【今後の取組の方向等】

若年世代への啓発を含めた効果的な普及啓発方法を検討・実施するとともに、受診しやすい検診体制の整備に努める。

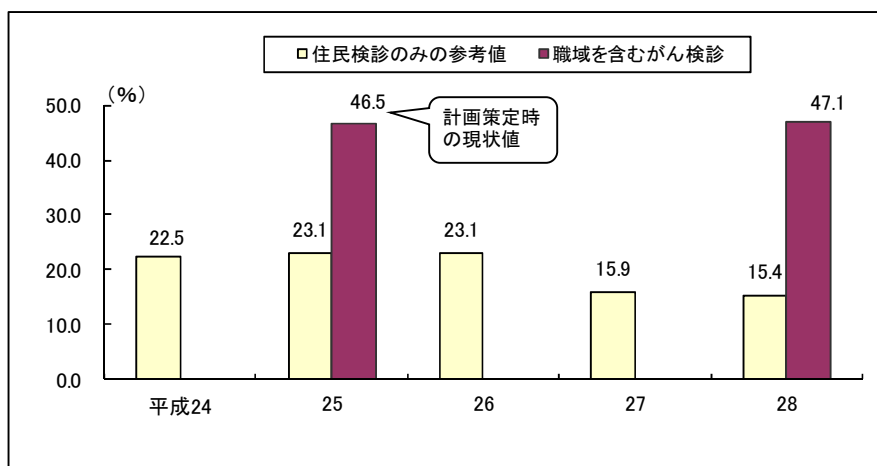
◆ 乳がん検診受診率（新潟県）



*平成26年3月に「新潟県がん対策推進計画（第2次）」を策定し、指標の設定については、市町村が実施するがん検診の受診率から、職域を含めたがん検診（健康保険組合等が実施するがん検診や人間ドックにおけるがん検診等を含めたもの）の受診率へ変更した。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（3年ごとに実施）」←職域を含むがん検診の受診率
新潟県福祉保健部健康対策課「にいがたの生活習慣病」←住民検診のみの参考値

◆ 子宮がん検診受診率（新潟県）



*平成26年3月に「新潟県がん対策推進計画（第2次）」を策定し、指標の設定については、市町村が実施するがん検診の受診率から、職域を含めたがん検診（健康保険組合等が実施するがん検診や人間ドックにおけるがん検診等を含めたもの）の受診率へ変更した。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（3年ごとに実施）」←職域を含むがん検診の受診率
新潟県福祉保健部健康対策課「にいがたの生活習慣病」←住民検診のみの参考値

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

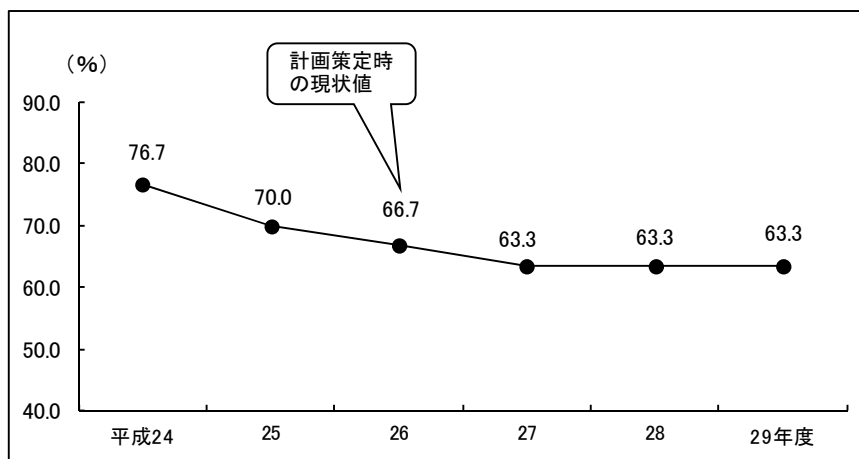
参考指標

平成29年度に骨粗しょう症検診を実施している市町村の割合は、前年度と同様、63.3%（19/30市町村）であり、横ばいの状況が続いている。

◇骨粗しょう症検診実施市町村数（新潟県）

年度	平成24	25	26	27	28	29
実施市町村数	23	21	20	19	19	19
市町村数	30	30	30	30	30	30
実施率	76.7	70.0	66.7	63.3	63.3	63.3

資料：新潟県福祉保健部健康対策課調べ

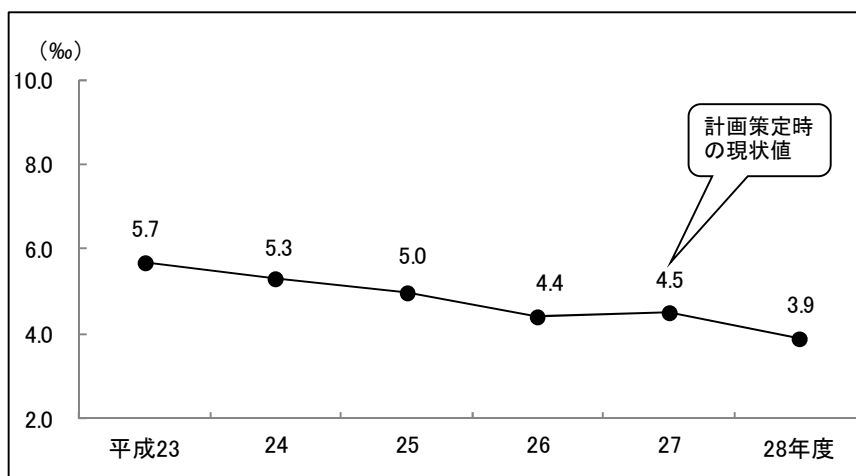


資料：新潟県福祉保健部健康対策課調べ

参考指標

10代の人工妊娠中絶実施率は、平成15年度からは全国平均（28年度5.0%）を下回って推移している。

◇10代の人工妊娠中絶実施率（新潟県）



資料：厚生労働省「母体保護統計報告」「衛生行政報告例」
※15歳以上20歳未満の女子人口千対

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

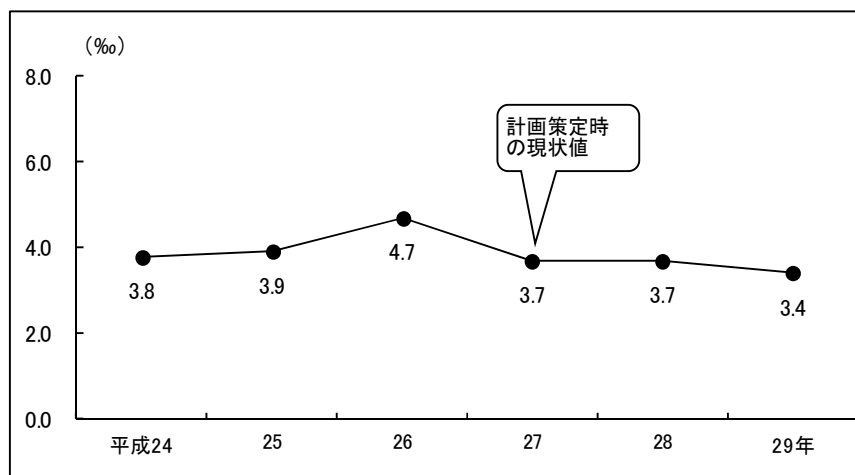
重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

参考指標

平成29年の周産期死亡数は51人で、前年よりも8人減少している。

また、死亡率（出産千対）は3.4%となり、全国平均（3.5%）を0.1ポイント下回った。

◇周産期死亡率（新潟県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」（ただし、平成29年は厚生労働省「人口動態統計（概数）」）

※周産期死亡率：妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡の1年間の出産千対

【関連事業】 ➡ P58 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.94～112

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標7 国際的な男女共同参画の取組の理解

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

平成29年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「女子差別撤廃条約」について、内容を知っている又は聞いたことがある人の割合は全体で32.2%であり、前年度に比べ横ばいの状況となっている。

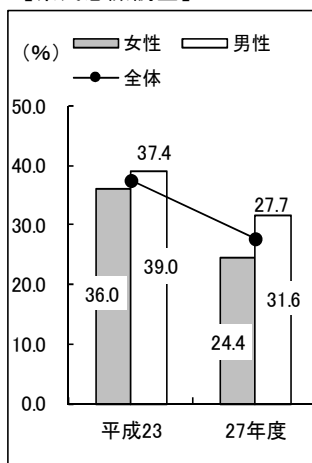
男女別に見ると、女性は1.1ポイントの減、男性は1.2ポイントの増となっているが、大きな変動は見られない。

【今後の取組の方向等】

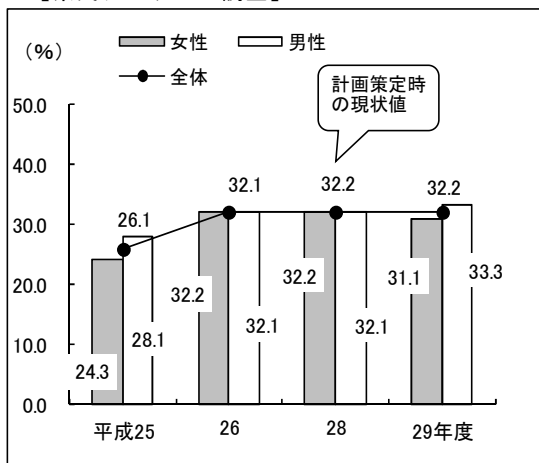
引き続き男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解促進につながるよう、様々な機会を通じて周知を図っていく。

◆ 「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（隔年実施調査：平成23、27年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」
※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人～3,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成24～26、28～29年度）】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」（平成24～26、28年度）
新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29年度）
※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

【関連事業】➡ P58 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.113～115

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【目標】 減少

【目標に対しての達成状況】

平成29年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「政治経済活動の場で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は全体で54.6%と横ばいの状況であった。

男女別に見ると、男性に比べ女性の割合が高く、政治経済活動の場における男女共同参画の取組や意識改革、女性活躍が進んでいないことが背景にあると考えられる。

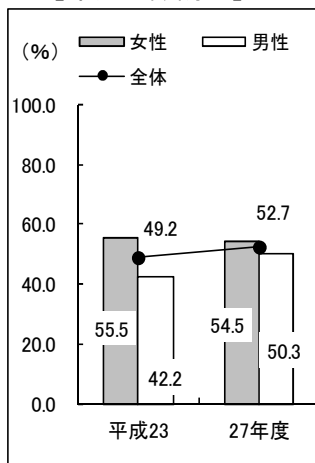
【今後の取組の方向等】

今後も、政治経済活動の分野において男女共同参画合が進むよう、必要な情報提供や啓発を推進していく。

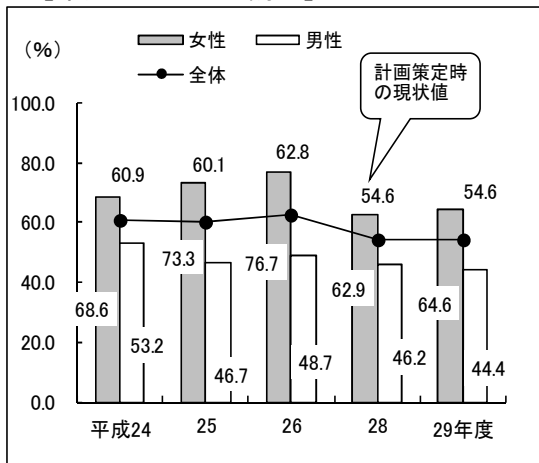
また、様々な団体や企業における女性の登用を促進し、仕事と家庭の両立支援など働きやすい環境づくりを推進していく。

- ◆ 「政治経済活動の場で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合（新潟県）

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（隔年実施調査：平成23、27年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」
※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人～3,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成24～26、28～29年度）】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」（平成24～26、28年度）
新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29年度）
※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

目標数値
(平32以降)
40.0%以上

【目標値に対しての達成状況】

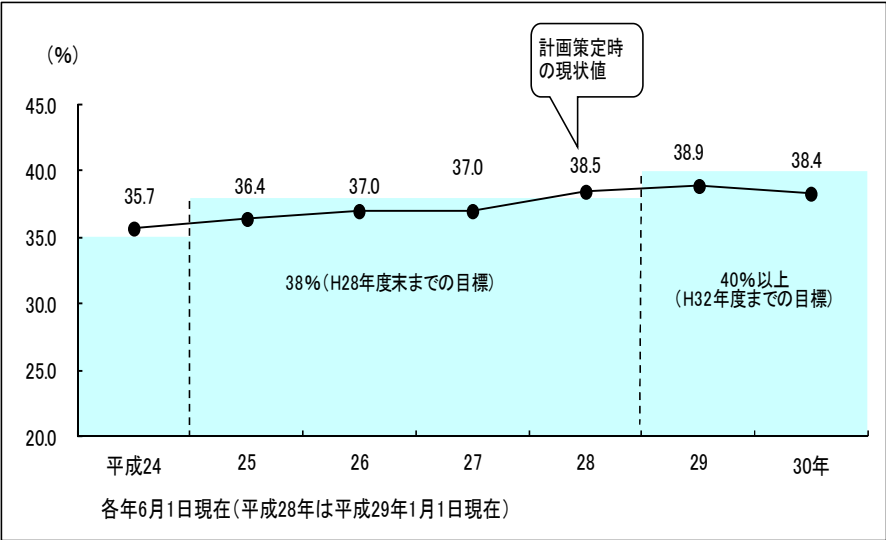
平成 30 年 6 月 1 日時点での女性登用率は 38.4%であり、前年に比べ 0.5 ポイント減少した。

法令等により充て職とされている委員や委員推薦団体における女性登用が進んでいないことが要因のひとつと考えられる。

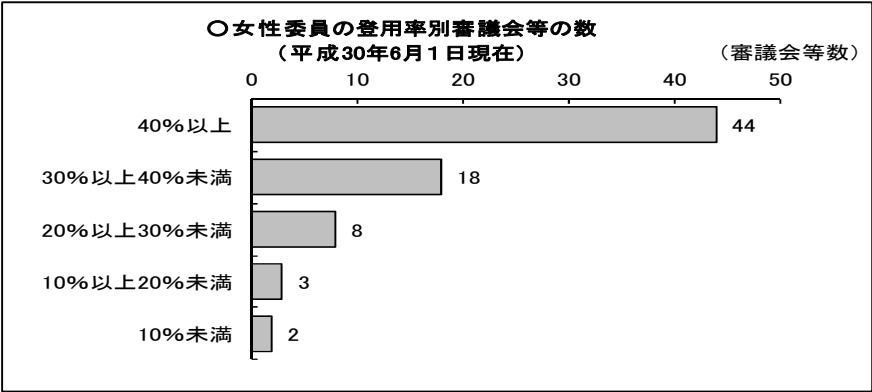
【今後の取組の方向等】

今後も、関係団体への役職にこだわらない推薦の働きかけ、団体等の女性活躍推進の取組促進、公募委員への女性の応募の増加に向けた取組等により、更なる女性登用率の向上に努める。

◆ 新潟県の審議会等への女性の登用率



	審議会等の数	女性委員を含む審議会等の数	比率	審議会等の委員数	うち女性委員の数	比率
平成18年6月1日	67	65	97.0	1,324	402	30.4
平成19年6月1日	67	65	97.0	1,289	401	31.1
平成20年6月1日	68	68	100.0	1,235	393	31.8
平成21年6月1日	69	69	100.0	1,234	407	33.0
平成22年6月1日	72	72	100.0	1,289	438	34.0
平成23年6月1日	70	70	100.0	1,266	447	35.3
平成24年6月1日	68	68	100.0	1,242	444	35.7
平成25年6月1日	68	68	100.0	1,274	464	36.4
平成26年6月1日	69	69	100.0	1,269	470	37.0
平成27年6月1日	70	69	98.6	1,287	476	37.0
平成29年1月1日	75	74	98.7	1,333	513	38.5
平成29年6月1日	76	75	98.7	1,356	528	38.9
平成30年6月1日	75	74	98.7	1,345	516	38.4



資料：新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

目標数値(平33)
21.0%

【目標値に対しての達成状況】

平成29年は13.4%であり、前年に比べ2ポイント減少している。

前年の調査結果と比較すると大企業の回答率が低くなっており、相対的に中小企業の割合が増えたことも一因と考えられる。

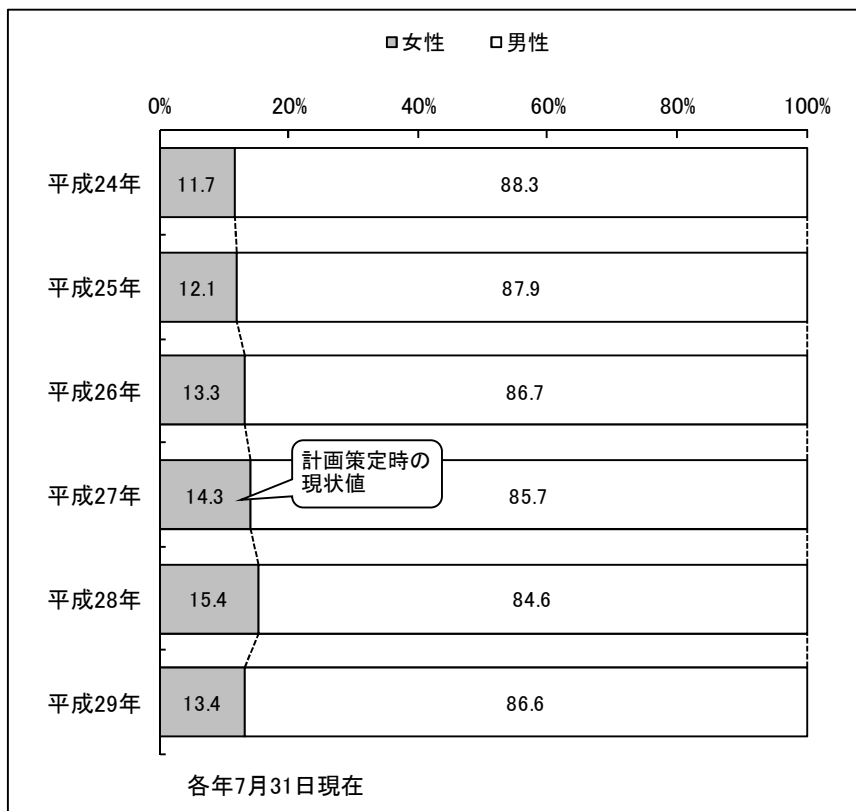
【今後の取組の方向等】

仕事と家庭を両立しやすく働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、企業の女性活躍推進に向けた啓発促進や女性のキャリア形成支援などの取組を進めていく。

参考指標

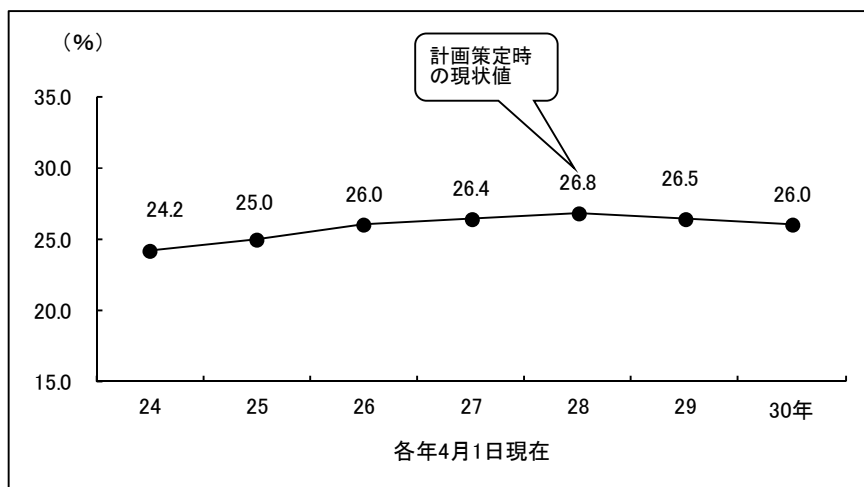
市町村の審議会等への女性の登用率は26.0%となり、前年に比べ0.5ポイント減少した。

◆ 管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合（新潟県）



資料：新潟県産業労働観光部労政雇用課「新潟県賃金労働時間等実態調査結果報告書」、新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

◇ 市町村の審議会等への女性の登用率（新潟県）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

参考指標

昨年と比較して、本庁は横ばい、地域機関は0.2ポイントの増となっている。

知事部局等の職員については、適格者の女性職員の登用を積極的に進めており、引き続き、多様な職務経験や派遣研修により能力向上を図るとともに、積極的な登用を進めていく。

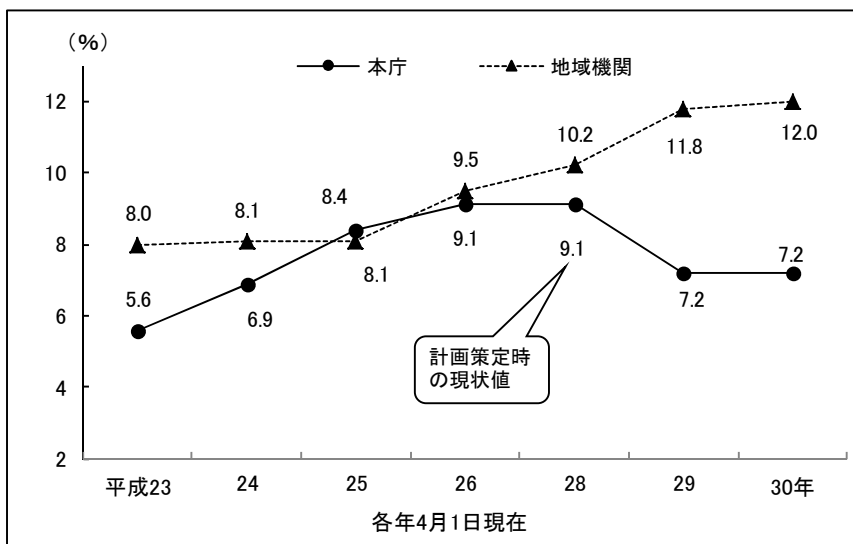
警察職員については、全職員のワーク・ライフ・バランスを一層推進し、女性職員の職域拡大と計画的育成による幹部登用を図っていく。

参考指標

公立小・中・高等学校教職員については、適格者の女性職員の校長及び教頭等への任用に努めており、平成29年の女性の割合は前年に比べ、小学校長、中学校長、中学校教頭、高等学校長において上昇している。

校長及び教頭等への任用は、校長選考検査及び教頭選考検査により行われており、男女において処遇の差異はなく、意欲と能力のある者については、管理職に登用していく。

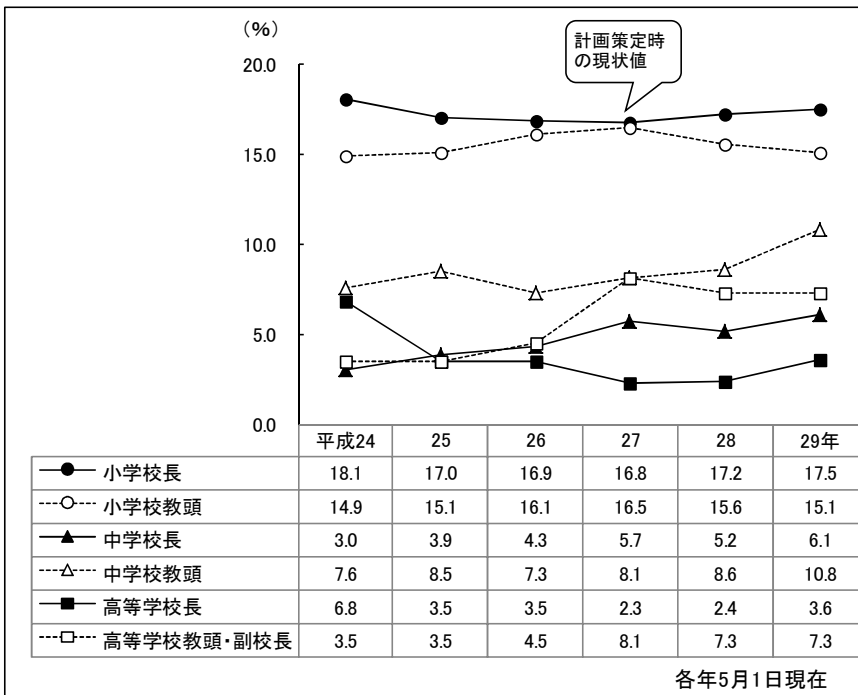
◇新潟県職員の管理職女性登用率（本庁・地域機関）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県人事課、警察本部調べ

※ 管理職とは、本庁課長相当職以上をいい、本庁、地域機関とも知事部局のほか、各種行政委員会、議会事務局、警察本部、企業局、病院局を含む。

◇校長及び教頭等に占める女性の割合（公立小・中・高等学校）（新潟県）



資料：文部科学省「学校基本調査報告書」

※ 高等学校教頭・副校長：教頭のほか、副校長を含む

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

参考指標

平成29年度の新潟県職員採用試験の受験者に占める女性の割合は35.5%であり、前年度に比べ1.7ポイント減少した。

受験者総数は3.5%の減少となり、うち女性受験者数は8.1%の減少となった。

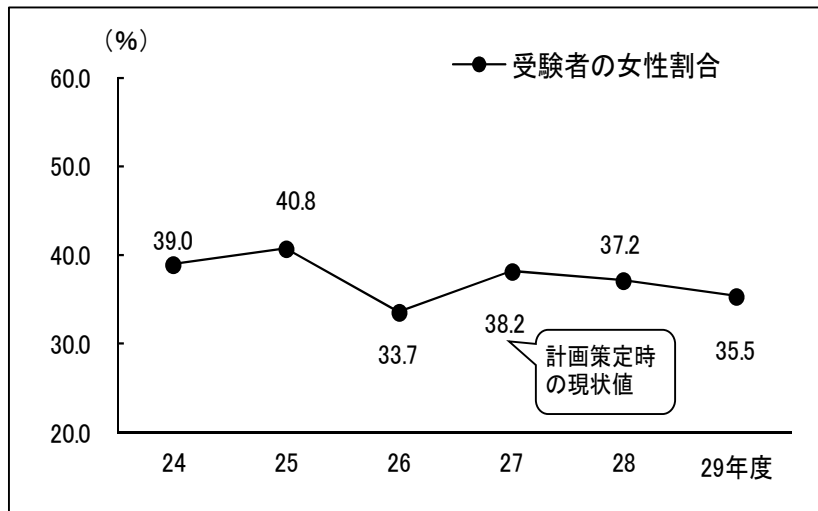
近年、受験者総数が減少傾向にあることに加え、一般事務職など、これまで女性受験者の多かった職種で女性受験者の減少が見られた。

○受験者に占める女性の割合

【主な職種】

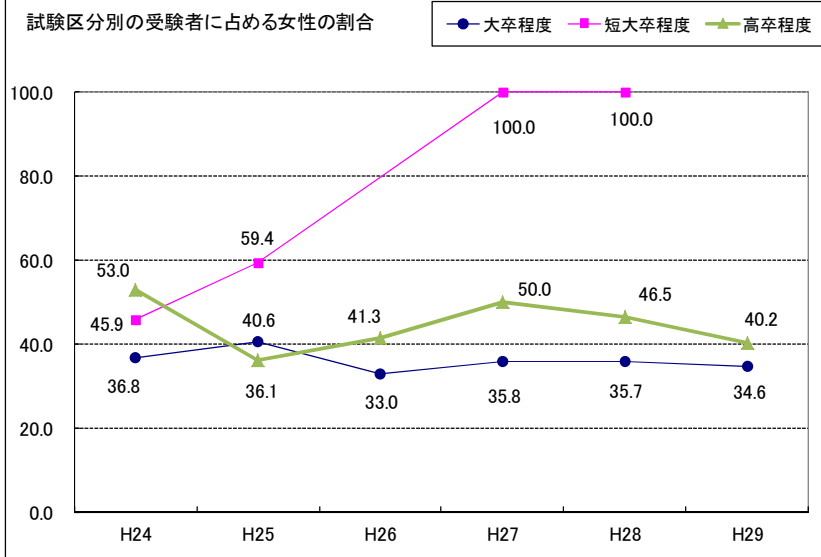
- ・大卒：
 - 一般行政
(女性96名、30.7%、▲4.3pt)
 - 警察行政
(女性28名、52.8%、▲7.2pt)
- ・高卒：
 - 一般事務
(女性17名、28.8%、▲15.0pt)、
 - 警察事務
(女性24名、64.9%、▲3.0pt)

◇新潟県職員採用試験受験者に占める女性の割合



資料:新潟県人事委員会「新潟県職員採用試験の状況」

試験区分別の受験者に占める女性の割合



資料:新潟県人事委員会「新潟県職員採用試験の状況」

注) 大卒程度:一般行政、警察行政、福祉行政、総合土木、林業など

短大卒程度:司書など

高卒程度:一般事務、警察事務、など

※上記のうち、平成26年及び29年の短大卒程度採用試験は実施しなかった。

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

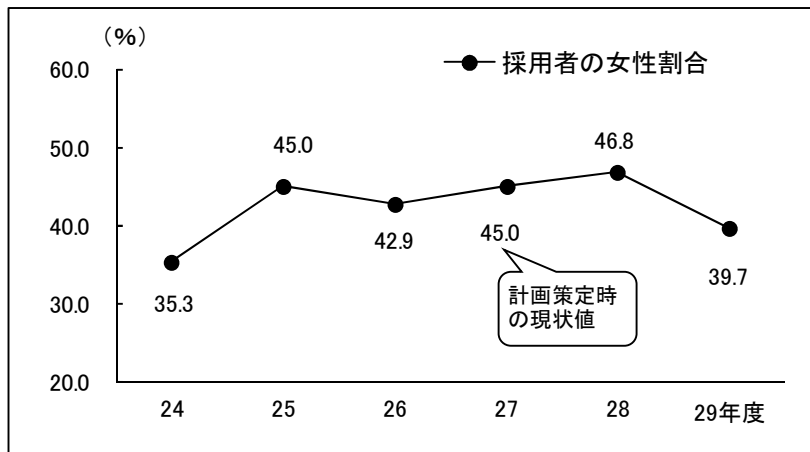
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

参考指標

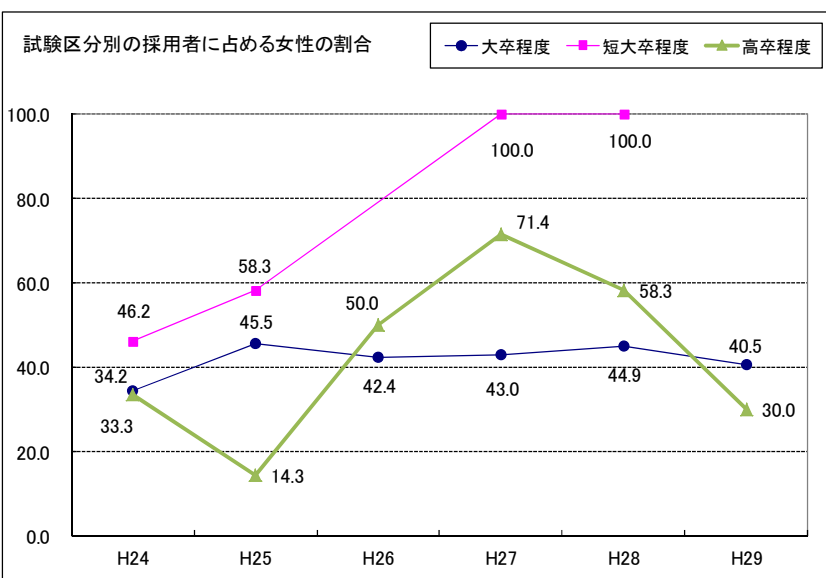
平成29年度の採用者に占める女性の割合は、39.7%であり、前年度に比べ7.1ポイント減少した。

採用試験受験者総数が3.5%の減少となり、うち女性受験者数は8.1%の減少となったことも背景にあると考えられる。

◇新潟県職員採用者に占める女性の割合



資料：新潟県人事委員会「新潟県職員採用試験の状況」



資料：新潟県人事委員会「新潟県職員採用試験の状況」

注) 大卒程度：一般行政、警察行政、福祉行政、総合土木、林業など

短大卒程度：司書など

高卒程度：一般事務、警察事務、など

※上記のうち、平成26年及び29年の短大卒程度採用試験は実施しなかった。

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

参考指標

県議会議員における女性議員の割合は、平成27年4月に行われた選挙により、3名の女性議員が当選となり、5.7%となっている。

平成29年は欠員が生じたことにより、前年に比べ0.2ポイント上昇した。

平成29年の市町村議会における女性議員の割合は、前年に比べ0.3ポイント上昇し、9.3%となっている。

なお、市議会議員、町村議会議員別にみると、平成29年は前年に比べ、市議会議員が0.6ポイント上昇し、町村議会議員は0.6ポイント低下した。

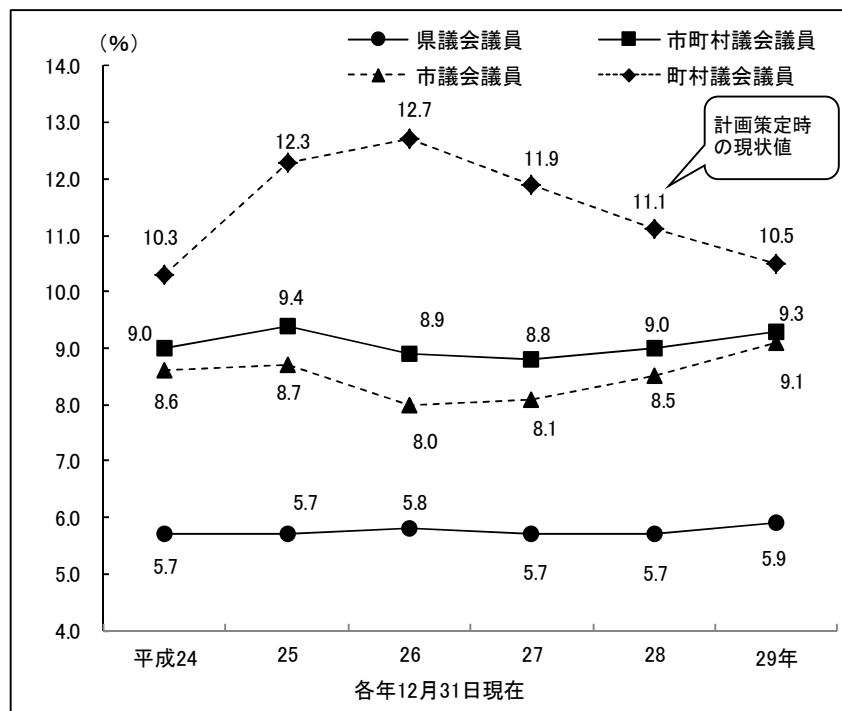
県議会議員選挙、市町村議会議員選挙は、通常は4年ごとに執行され、女性議員の割合は女性の当選者数、欠員状況等に応じて変化する。

参考指標

平成27年4月に行われた県議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合は11.0%であった。

同年の市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合は10.0%であった。

◇新潟県議会議員及び県内市町村議会議員に占める女性議員の割合



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

◇新潟県議会議員選挙及び県内市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合（平成27年統一地方選挙）

H27年執行選挙の状況	女性割合	立候補者数	
		総数	うち女性数
新潟県議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合	11.0	73	8
市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合（新潟県）	10.0	360	36

資料：新潟県総務管理部市町村課調べ

【関連事業】 ➡ P59 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.116～131

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標2 女性の能力の開発・発揮

【目標】
全講座で
95%以上

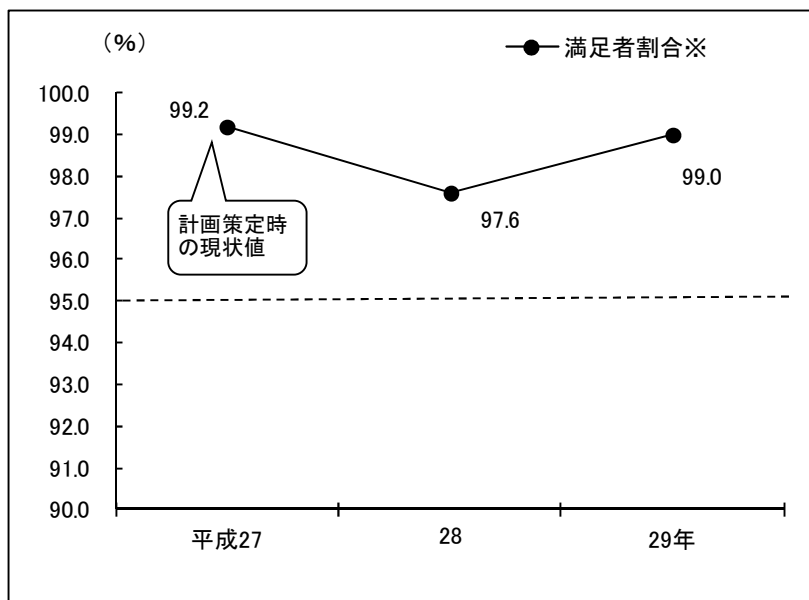
【目標に対しての達成状況】

年度ごとの参加者数に変動はあるが、満足度は高い水準を維持し、目標の95%以上を達成できている。

【今後の取組の方向等】

今後とも参加者の増加及びアンケート回答者の高率化に努めるとともに、参加者の意見や参加者数を参考にしながら毎年内容を見直すなど、より質の高い内容提供に取り組む。

◆（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合



※満足者割合は、女性受講者のうち、アンケートで「とても参考になった」、「参考になった」と回答した女性受講者の割合。

資料：新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

【目標】
毎年度
100人以上

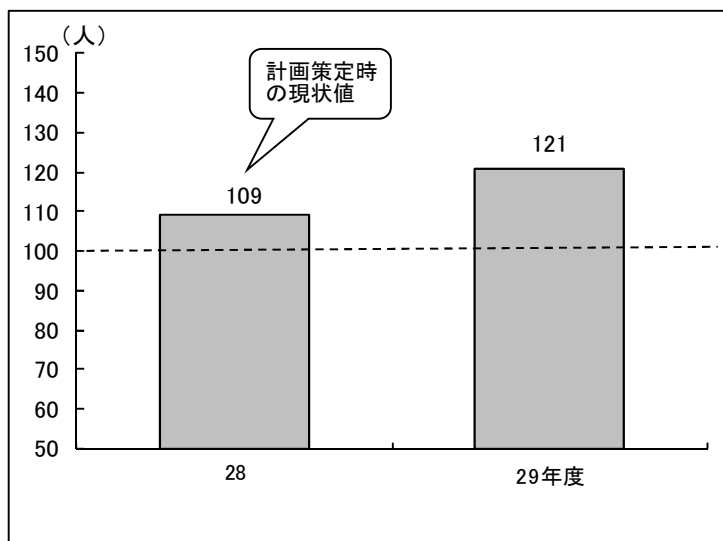
【目標に対しての達成状況】

毎年度目標値を上回っている状況であり、年度ごとに増減はあるが、一定程度の需要がある。

【今後の取組の方向等】

今後も受講者の要望や社会動向・傾向などを把握しながら質の高い内容提供に努めるとともに、県内各地に展開し、受講機会を増やしていく。

◆ 県や（公財）新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数



資料：新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

【関連事業】 ➡ P59,60「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.132～153

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標3 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

【目標】 減少

【目標に対しての達成状況】

平成29年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「職場の中で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は全体で52.6%であり、前年度に比べ1.5ポイント減少した。

【今後の取組の方向等】

今後も男女均等な雇用の機会や待遇の確保など雇用環境の整備や、意欲や能力がある女性が活躍できる職場環境づくりの促進を図っていく。

【目標】 縮小

【目標に対しての達成状況】

平成29年は男性を100とした場合の女性の所定内賃金は76.9であり、その差は縮小傾向にある。

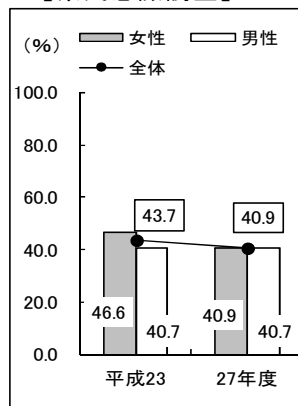
このような差異が生じる要因として、出産・育児による女性の一時離職が多いこと、女性の勤続年数や大卒者割合、管理職割合が男性より低いことが挙げられる。

【今後の取組の方向等】

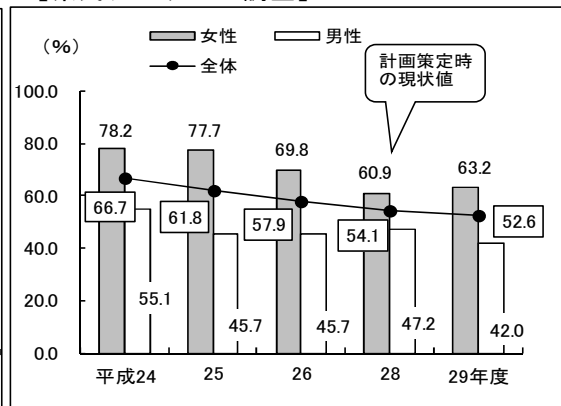
企業・労働者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の取組支援、職場における男女共同参画や女性活躍推進の取組の促進を行い、ライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備に努める。

◆ 「職場の中で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合（新潟県）

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（隔年実施調査：平成23、27年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人～3,000人に回答依頼、集計。

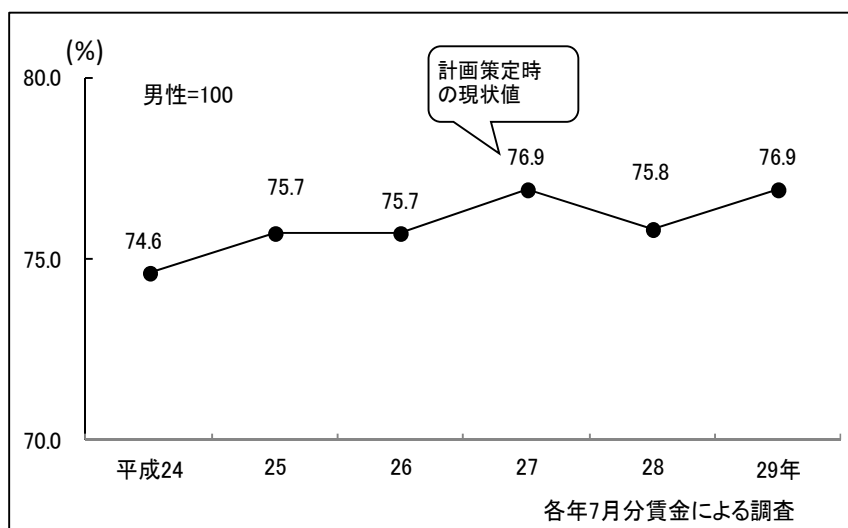
【県民アンケート調査（平成24～26、28～29年度）】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」（平成24～26、28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29年度）

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

◆ 所定内賃金の男女格差（新潟県）



資料：新潟県産業労働観光部労政雇用課「新潟県賃金労働時間等実態調査」

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標3 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

目標数値(平33)
150社

【目標値に対しての達成状況】

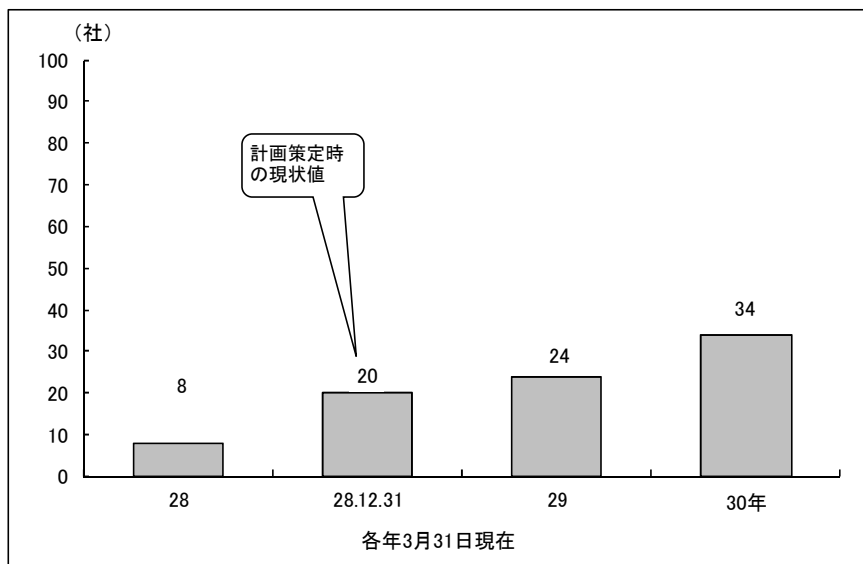
平成 29 年度末現在の届出企業数は 34 社であり、前年度に比べ 10 社増加している。

300 人以下企業は届出義務がないこと、届出制度が平成 27 年から始まったこともあり届出数は低調である。

【今後の取組の方向等】

企業における事業主行動計画策定の取組推進により企業の環境整備が図られることから、周知啓発に努め、企業側の積極性を促す取組を推進する。

- ◆ 従業員数 300 人以下企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数



資料：厚生労働省「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」

【関連事業】➡ P60 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.154～162

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

目標数値(平33)
1,800戸

【目標値に対しての達成状況】

平成30年3月31日現在の家族経営協定締結農家数は、新たに38件の協定締結があり、経営主の死亡や離農等により実質履行不能となった協定26件を除くと、12件増加し1,531件となった。

若い世代の農村女性が経営・社会参画し、役割を発揮していくためには、女性自身の意識高揚と資質向上が必要であり、また、経営者や組織の長の積極的な取組も必要となっている。

【今後の取組の方向等】

新規就農者の確保・育成の総合的な取組の中で、家族経営協定の締結に係る検討会や研修会等を通じて、啓発・締結指導を行う。

【目標】
増加

【目標に対しての達成状況】

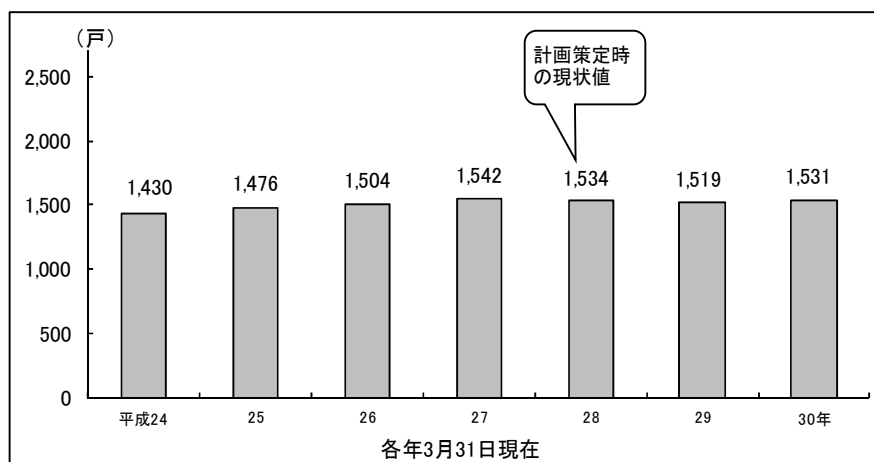
平成29年度末の支援起業数は、前年度に比べ4件増加した。

女性起業数は減少傾向であり、新たに支援を必要とする女性起業数も鈍化傾向にある。

【今後の取組の方向等】

新規就農者の確保・育成の総合的な取組の中で、起業を目指す女性農業者等への経営管理指導や研修会等を実施していく。

◆ 家族経営協定締結農家数（新潟県）

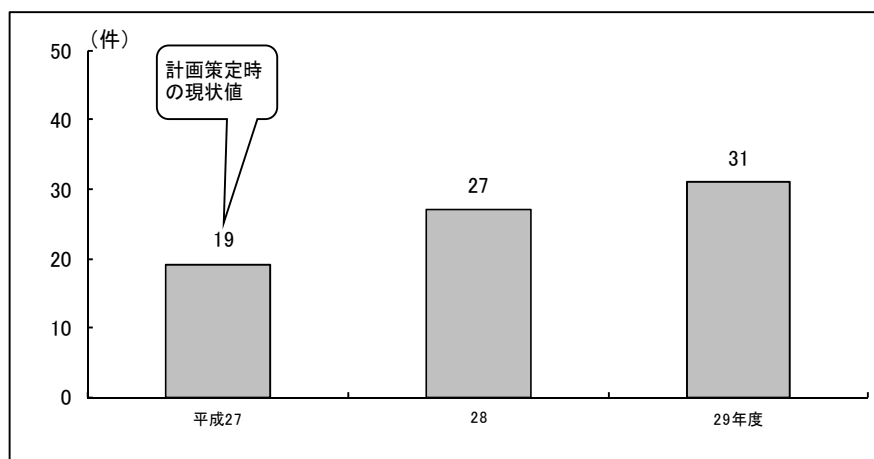


資料：新潟県農林水産部経営普及課調べ

※平成27年度から調査手法を変更し、協定を履行している実数を集計。

平成26年度以前は累計協定数であり、参考値として表示。

◆ 県が支援を行う女性農業者の起業数（累計）（新潟県）



資料：新潟県農林水産部経営普及課調べ

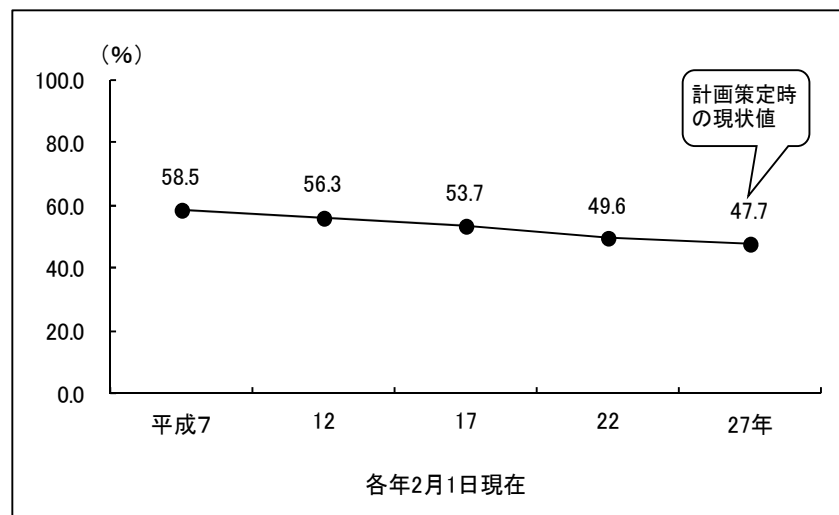
基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

参考指標

農業就業人口が年々減少している中で、女性は農業就業人口の約5割を占める重要な担い手である。

◇農業就業人口に占める女性の割合（新潟県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

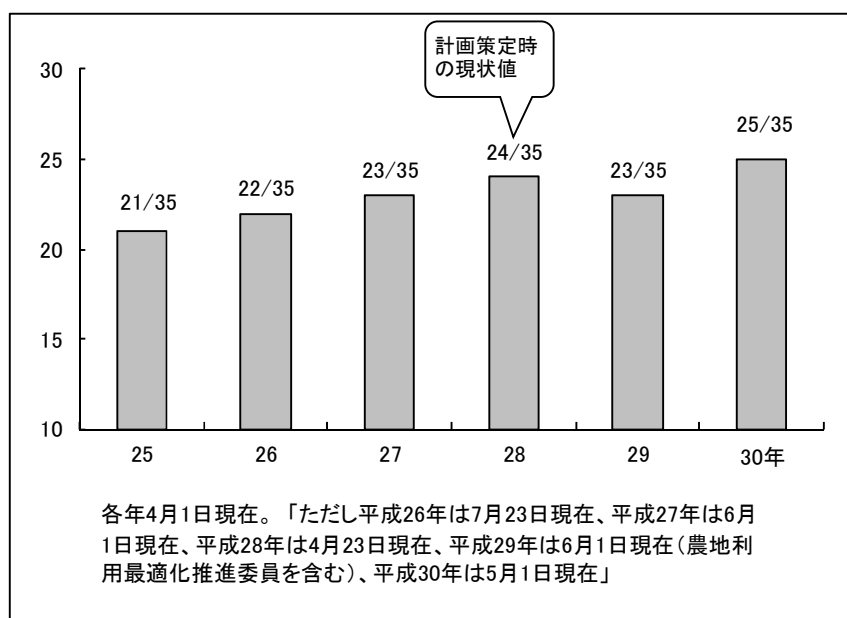
参考指標

平成30年5月1日現在、女性農業委員のいる農業委員会数（農地利用最適化推進委員を含む）は25となった。

法律の改正により、委員の任命等については、幅広い意見を募るために年齢・性別等に偏りが生じないように、青年・女性の積極的な登用に配慮することとされた。

数値が増加した要因は、そのような背景があったためと考えられる。

◇複数の女性農業委員のいる農業委員会数（新潟県）



資料：新潟県農林水産部農業総務課調べ

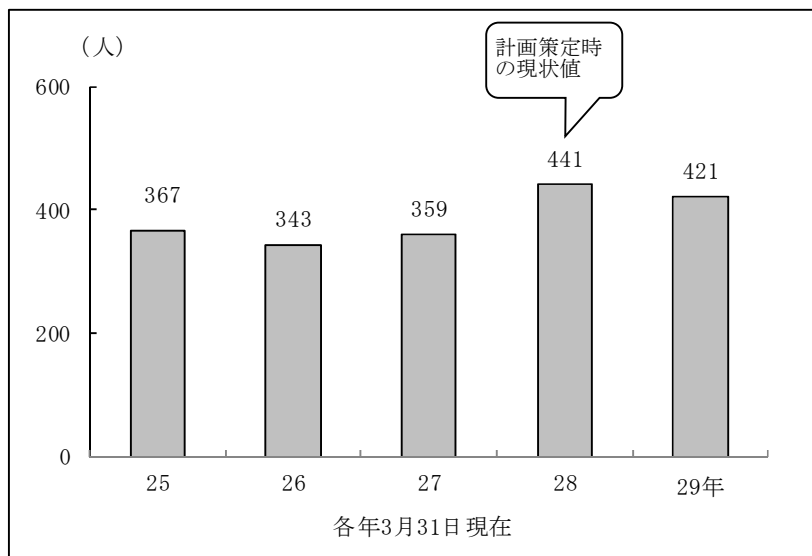
基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

参考指標

女性認定農業者は、平成29年3月31日現在421人であり、前年に比べ20人減少し、認定農業者全体と同様の傾向で推移している。

◇女性の認定農業者数（累計）（新潟県）



資料：農林水産省調べ

【関連事業】➡ P61 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.163～172

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標 1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

目標数値(平31)
女性95.0%
男性4.0%

【目標値に対する達成状況】

平成 29 年度の数値は、女性は 97.6%で目標を達成しているが、男性は 3.6%にとどまっている。

国の調査（※）によれば、育児休業未取得の男性のうち、取得しなかったと回答した割合は 35.3%であり、取得しなかった理由として、業務の忙しさや職場の雰囲気などが多く挙げられている。

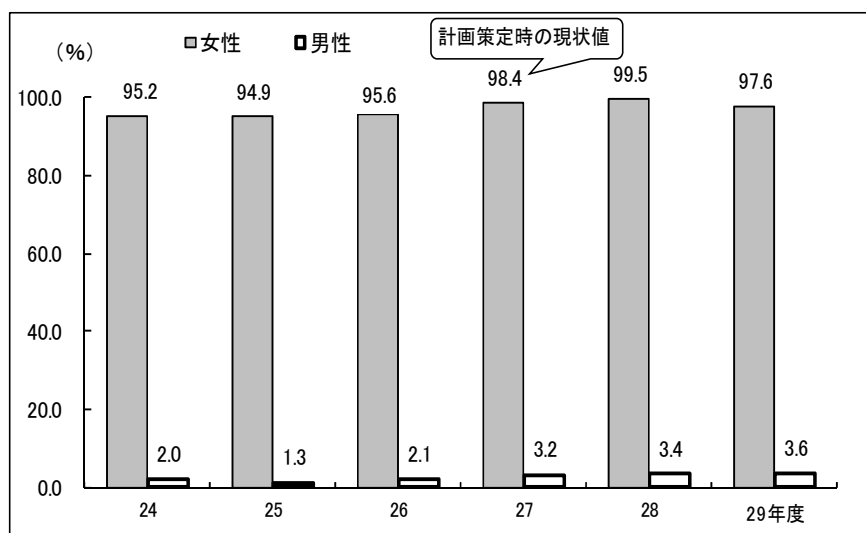
【今後の取組の方向等】

企業における働き方改革の取組を支援し、従業員がワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努め、両立支援制度の利用促進を図るため啓発活動等を推進する。

また、男性労働者が育児に参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「イクメン応援宣言企業」の取組を支援することや、父親向け啓発冊子の発行等、男性の家事・育児参加促進を図る。

※：厚生労働省「平成 29 年度仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（末子出生時の育児休業取得状況・男性正社員）

◆ 育児休業取得率（女性・男性）（新潟県）



資料：新潟県産業労働観光部労政雇用課
「新潟県賃金労働時間等実態調査」

※年度：前年7月1日から当年6月30日

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標 1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

目標数値(平33)
1,080社

【目標値に対しての達成状況】

平成30年3月31日現在の登録企業数は869社となり、前年に比べ89社増加した。

近年は登録の伸び率が上がっており、職場における男女共同参画に対する意識が一定程度浸透していること、既登録企業等からの周知等も増加の要因と考えられる。

【今後の取組の方向等】

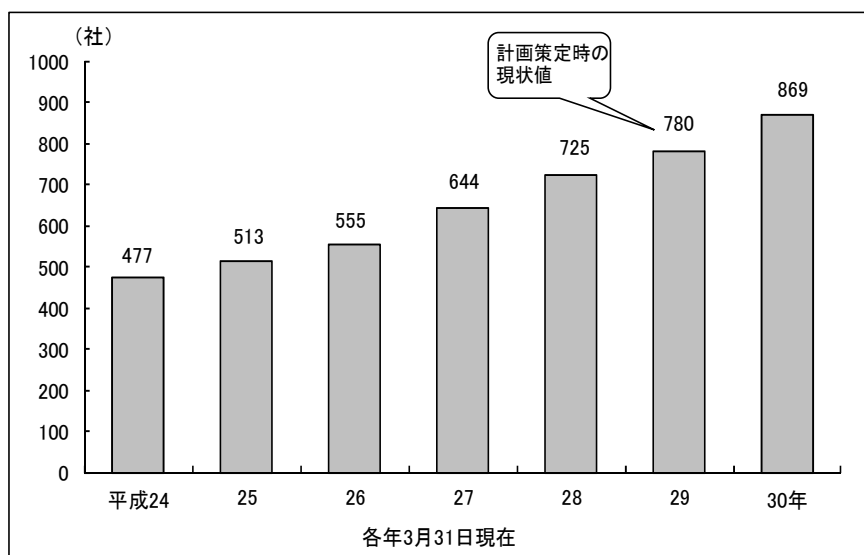
今後も企業から制度の趣旨を理解してもらうとともに、登録のメリットを感じられる効果的な支援策を実施し、職場における男女共同参画の取組を一層推進するための働きかけを行っていく。

参考指標

平成29年の所定外労働時間数は、前年に比べ男性が増加し、女性が減少した。

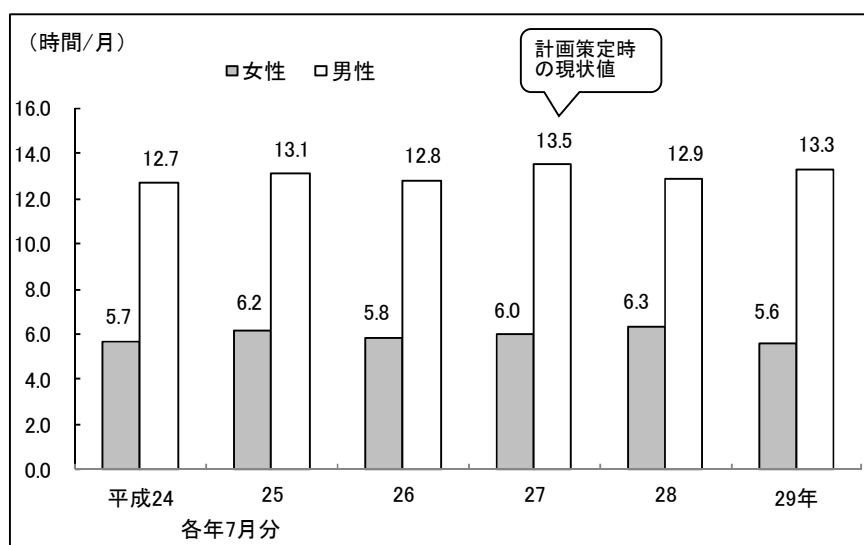
長時間労働は、仕事と家庭の両立や、女性のキャリア形成を阻む要因となっている。

◆ ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数（累計）



資料：新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

◇ 所定外労働時間数（男性・女性）（新潟県）



資料：新潟県産業労働観光部労政雇用課「新潟県賃金労働時間等実態調」

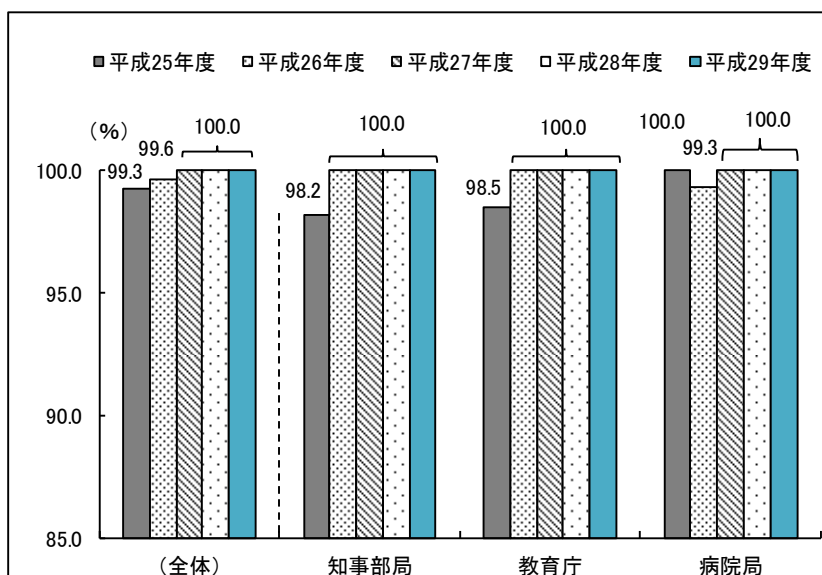
基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標 1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

参考指標

平成 29 年度の新潟県の女性職員の育児休業取得率は、知事部局、教育庁、病院局いずれも 100%となっており、近年は高い水準で推移している。

◇新潟県職員の育児休業取得率（女性）（知事部局・教育庁・病院局）



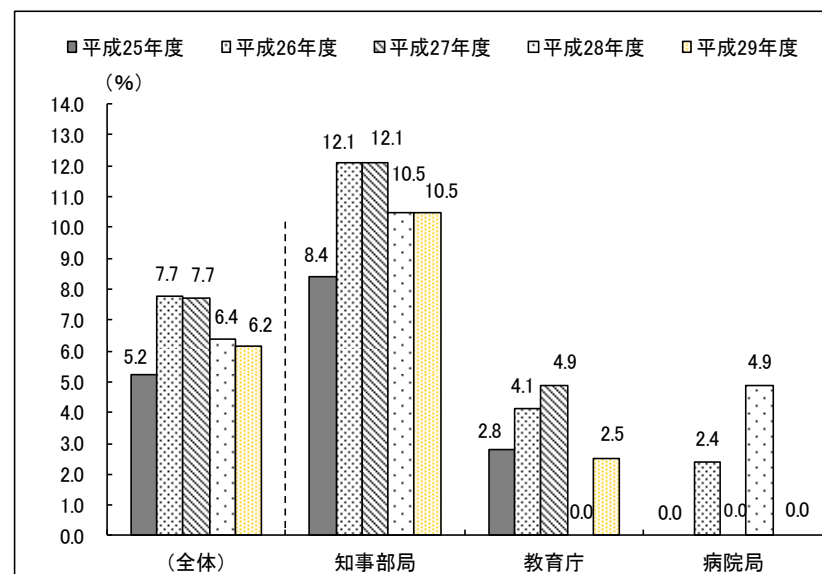
※図の（全体）は、知事部局、教育庁、病院局の合計を表示
資料：新潟県総務管理部人事課・教育庁・病院局調べ

参考指標

平成 29 年度の新潟県の男性職員の育児休業取得率は、教育庁においては前年度に比べ増加したが、全体では前年度に比べ 0.2 ポイント減少した。

依然として、女性職員の取得率との乖離が大きい。

◇新潟県職員の育児休業取得率（男性）（知事部局・教育庁・病院局）



※図の（全体）は、知事部局、教育庁、病院局の合計を表示
資料：新潟県総務管理部人事課・教育庁・病院局調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標2 男性にとっての男女共同参画

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

平成29年度に実施した「県民アンケート」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合は、全体で50.7%であり、前年度に比べ0.9ポイント増加した。

年代別では40～59才層が53.3%で最も高く、60～79才層(50.0%)、20～39才層(48.2%)の順であった。

【今後の取組の方向等】

家庭等への男性参画を促し、男性にとっての男女共同参画の意義の啓発等を推進するとともに、男性が家事・育児・介護等に参画しやすい環境整備を促進する。

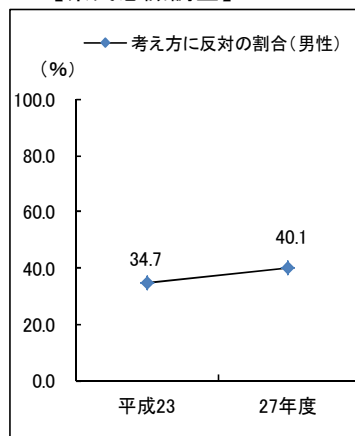
参考指標

平成28年における家事時間について、女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合は15.9%であった。

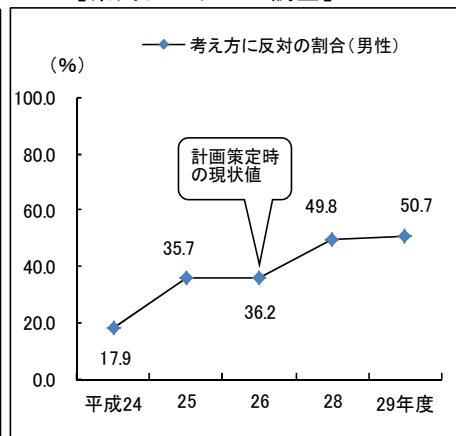
男性の家事時間は1日平均23分で、平成23年と比べると6分の増加にとどまっており、男性の家事時間は依然として少ない。

◆ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合（新潟県）

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（隔年実施調査：平成23、27年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人～3,000人に

回答依頼、集計。

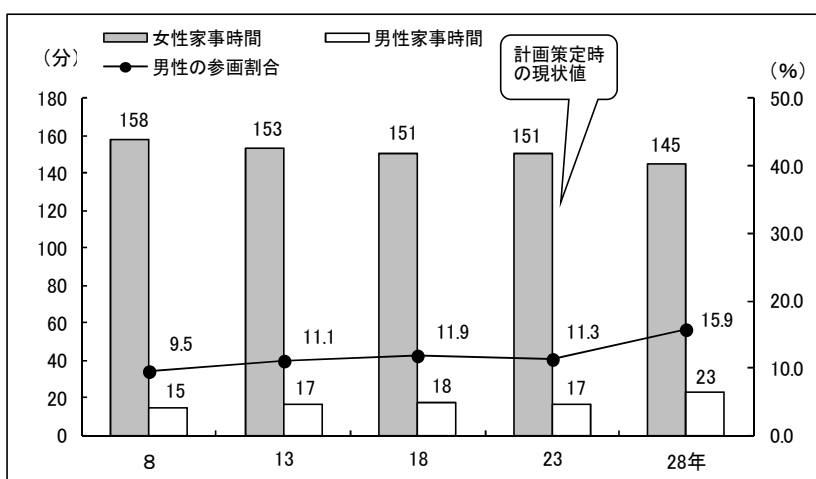
【県民アンケート調査（平成24～26、28～29年度）】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」（平成24～26、28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29年度）

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

◇ 男性の家事参画度（女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）（新潟県）



資料：総務省統計局「社会生活基本調査」
行動の種類別総平均時間（15歳以上）

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標2 男性にとっての男女共同参画

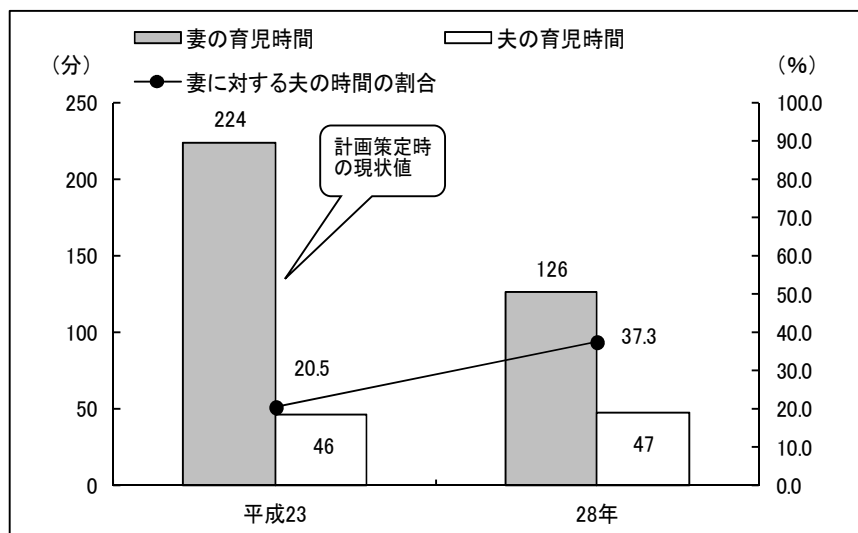
参考指標

「6歳未満の子どもをもつ夫婦と子どもの世帯」において、H28年における育児時間について、女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合は37.3%であり、平成23年と比べて16.8ポイント上昇した。

ただし、男性の育児時間はほとんど変わっておらず、女性の育児時間の減少によるところが大きい。

◇男性の育児参画度（女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）

（新潟県・夫婦と子どもの世帯のうち6歳未満の子どもがいる夫婦）



資料：総務省統計局「社会生活基本調査報告」
行動の種類別総平均時間（6歳未満の子どもがいる夫・妻）新潟県

【関連事業】 ➡ P63「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.197～207

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標3 子育て環境の充実

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

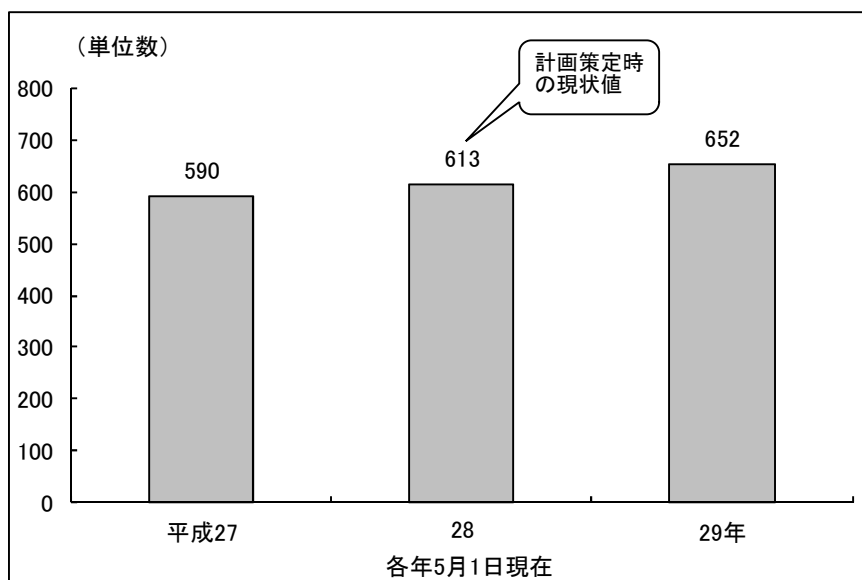
平成 29 年 5 月 1 日現在の単位数は 652 であり、前年に比べ 39 ポイント増加した。

共働き世帯の増加など、子育て支援に対するニーズの高まりに伴い、支援単位数は年々増加している。

【今後の取組の方向等】

今後も子育て支援ニーズの高まりに応じられるよう、各種施策を推進していく。

◆ 放課後児童クラブ支援単位数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部少子化対策課調べ

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

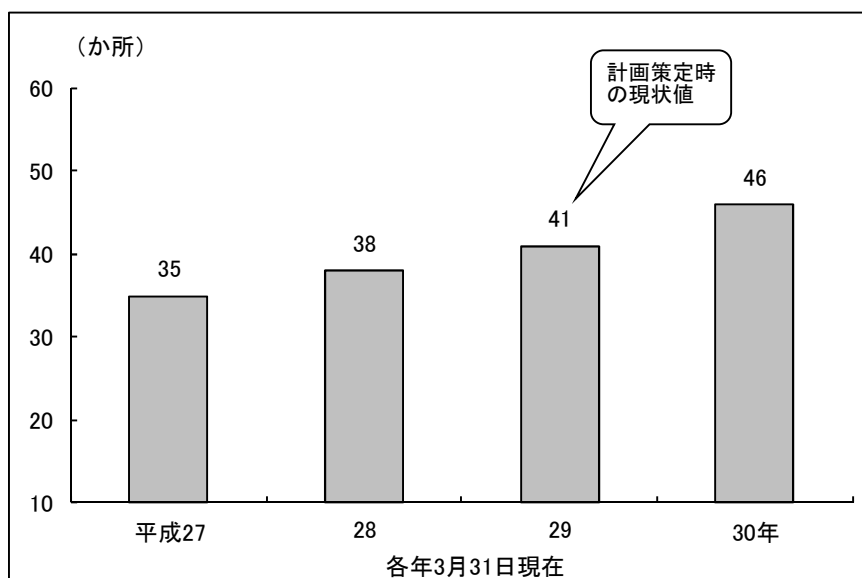
平成 29 年度末現在のか所数は 46 か所であり、前年度に比べ 5 か所増加している。

共働き世帯の増加など、保育ニーズの高まりに伴い、実施か所は年々増加している。

【今後の取組の方向等】

今後も保育ニーズの高まりに応じられるよう、各種施策を推進していく。

◆ 病児保育事業実施か所数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部少子化対策課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

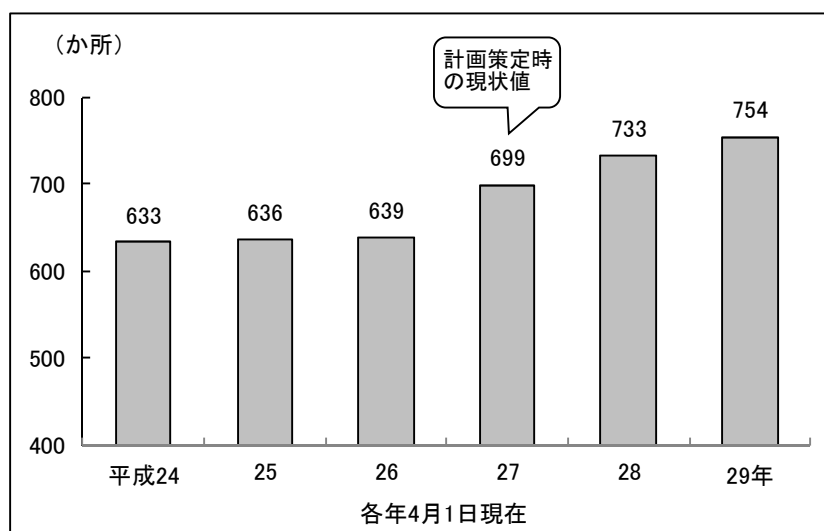
重点目標3 子育て環境の充実

参考指標

平成29年4月1日現在の実施か所数は754か所であり、前年度に比べ21か所増加している。

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされており、その保育需要は年々増加している。

◇延長保育を実施している保育所のか所数（新潟県）



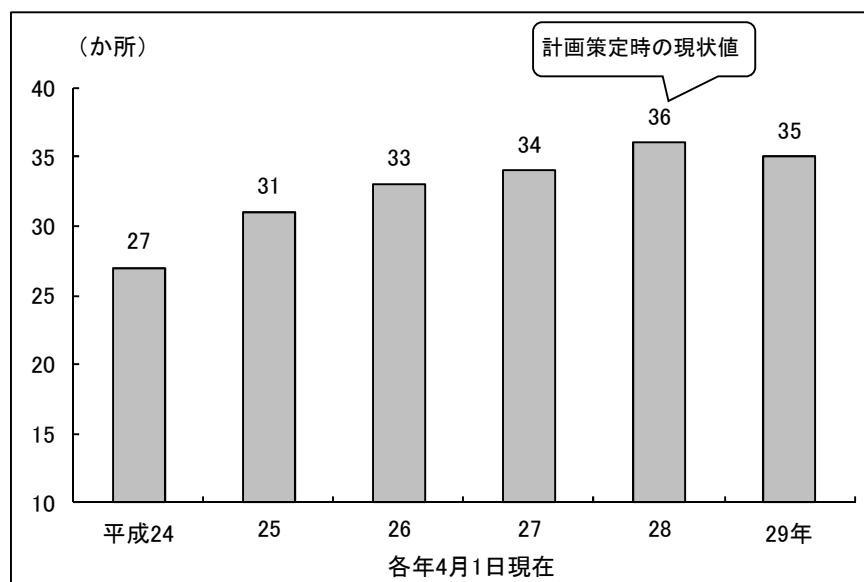
資料：新潟県福祉保健部少子化対策課調べ

参考指標

平成29年4月1日現在の実施か所数は35か所であり、前年度に比べ1か所減少した。

県全体として子育て支援のニーズは高まっているが、地域によってそのニーズは異なり、地域の実状に応じて休日保育をとりやめた施設があった。

◇休日保育を実施している保育所のか所数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部少子化対策課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

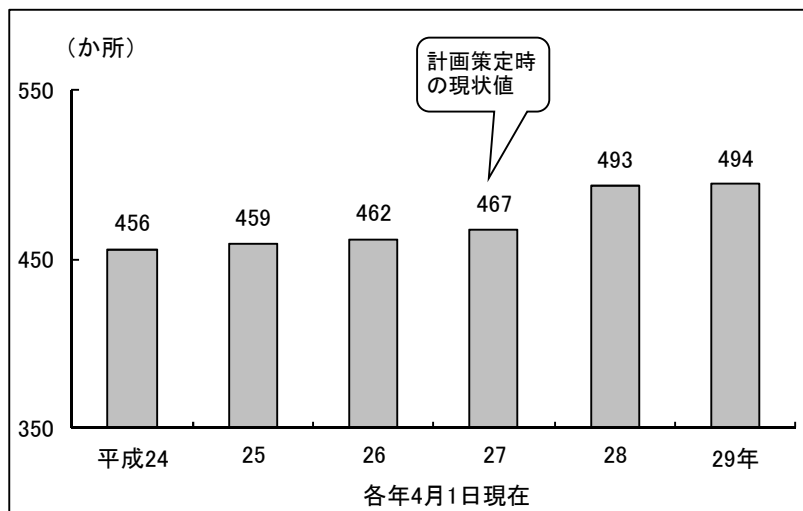
重点目標3 子育て環境の充実

参考指標

平成 29 年 4 月 1 日現在の実施か所数は、494 か所であり、前年度に比べ1 か所増加した。

子育て支援ニーズの高まりに伴い、実施か所数は年々増加している。

◇一時預かり事業を実施しているか所数（新潟県）



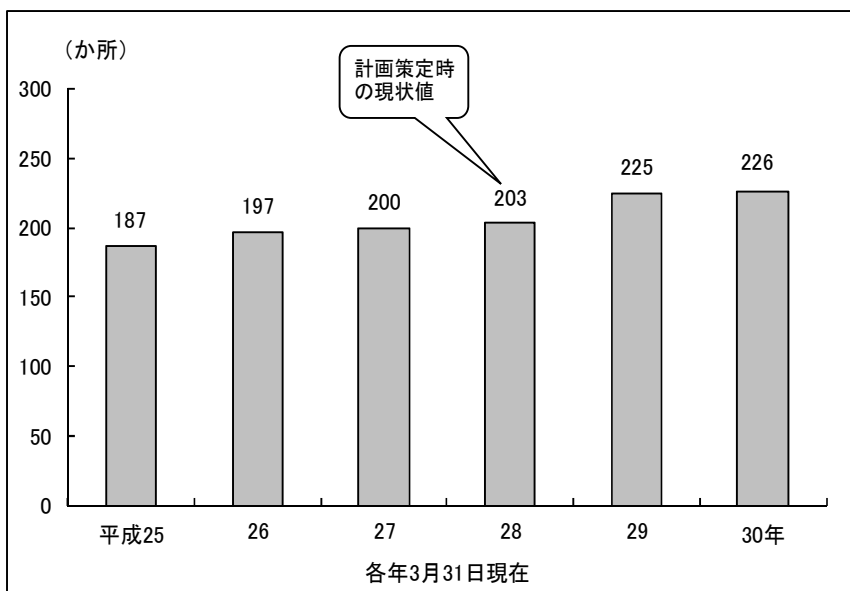
資料：新潟県福祉保健部少子化対策課調べ

参考指標

平成 30 年 3 月 31 日現在の地域子育て支援拠点のか所数は 226 か所であり、前年度に比べ1 か所増加した。

子育て支援ニーズの高まりに伴い、実施か所数は年々増加している。

◇地域子育て支援拠点のか所数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部少子化対策課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

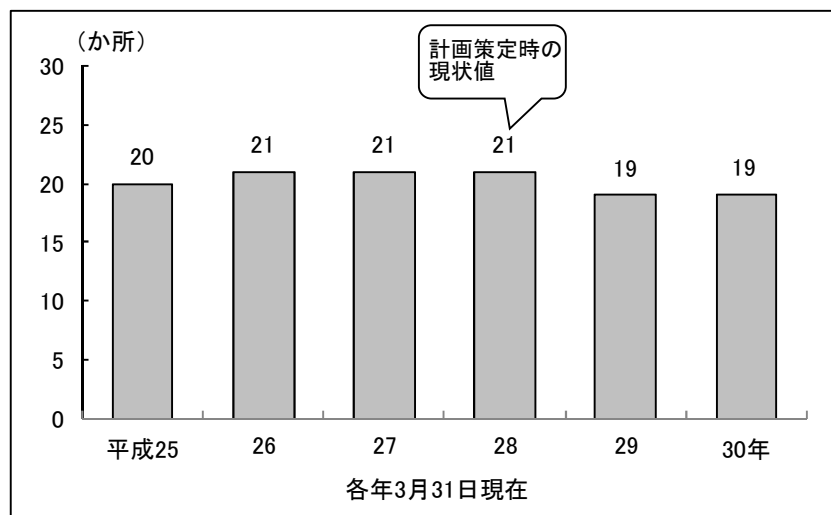
重点目標3 子育て環境の充実

参考指標

平成30年3月31日現在のファミリー・サポート・センターのか所数は、19か所であり、前年度と同数であった。

ファミリー・サポート・センターは、地域における子育ての相互援助活動の重要な拠点となっている。

◇ファミリー・サポート・センターか所数（新潟県）



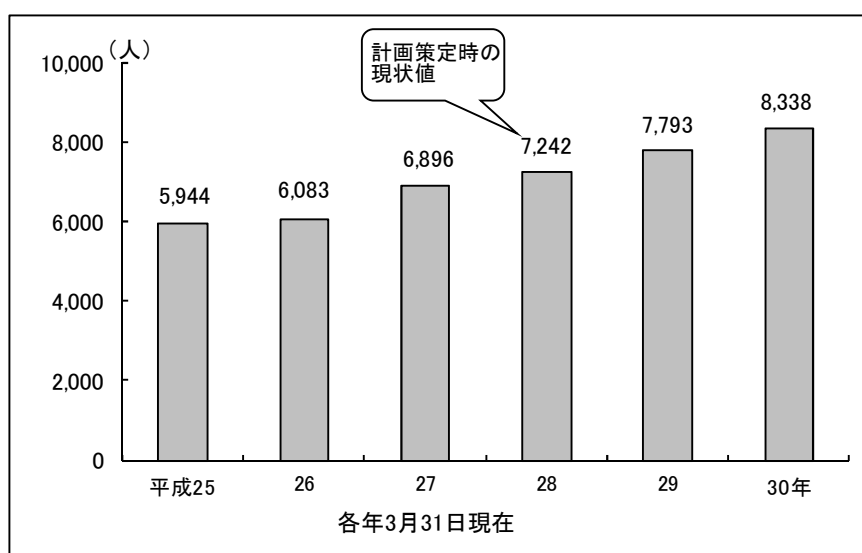
資料：新潟県福祉保健部少子化対策課調べ

参考指標

平成30年3月31日現在のファミリー・サポート・センターの会員数は、8,338人であり、前年度に比べ545人増加した。

子育て支援ニーズの高まりに伴い、会員数は年々増加している。

◇ファミリー・サポート・センターの会員数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部少子化対策課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

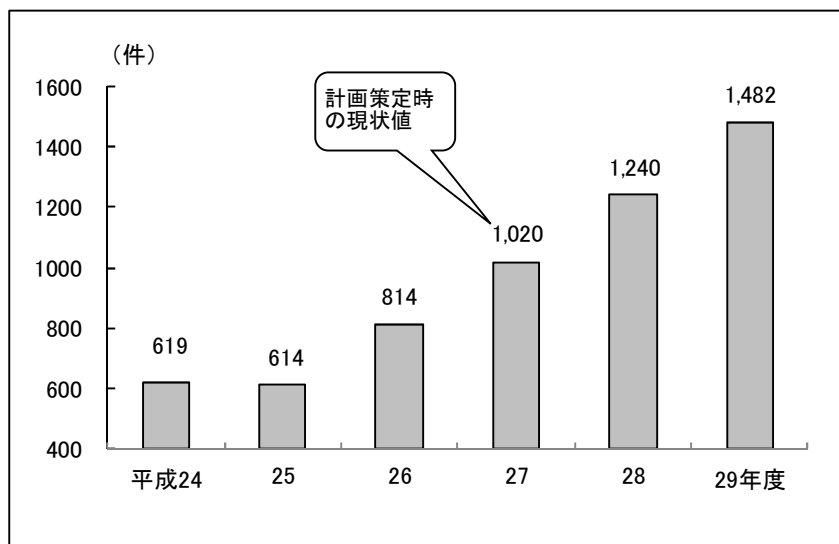
重点目標3 子育て環境の充実

参考指標

平成 29 年度の児童相談所の虐待相談対応件数は 1,482 件であり、前年度に比べ 242 件増加した。

近年は大幅な増加傾向にある。

◇子どもに対する虐待相談対応件数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部児童家庭課調べ

【関連事業】 ➡ P63,64「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.208～250

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標4 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実

【目標】
全国平均・前年度の
全国順位を上回る

【目標に対しての達成状況】

平成29年の障害者の実雇用率は全国平均を下回り、順位も前年を下回ったものの、雇用率は6年連続で伸びており、障害者雇用は着実に進展している。

【今後の取組の方向等】

引き続き、企業の負担感軽減や不安感の解消を図るとともに、障害者が企業の戦力となる取組を支援することにより障害者雇用を促進していく。

【目標】
増加

【目標に対しての達成状況】

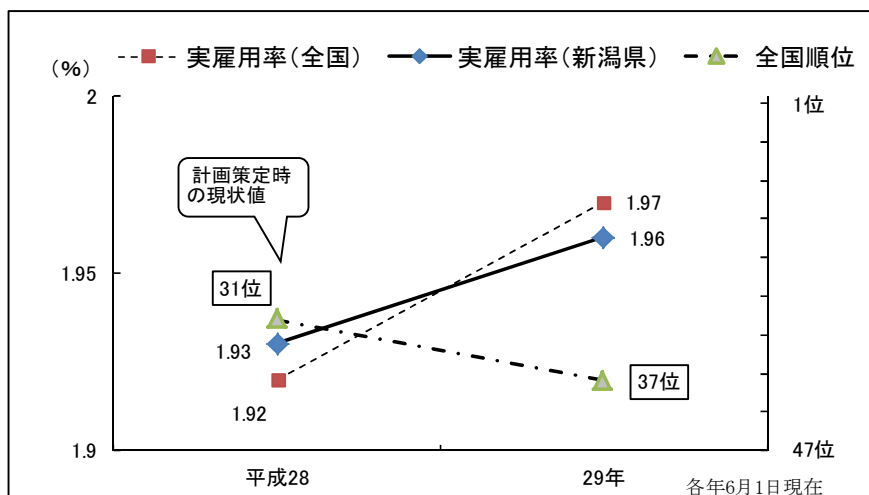
シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあるものの、労働者派遣の受注が急増して職域等が広がったことにより就業実人員は増加している。

【今後の取組の方向等】

労働者派遣事業について、シルバー人材センターが取り扱うことのできる業務範囲を緩和する措置を講じた(平成30年4月)ことにより、職域等の更なる広がりが期待できる。

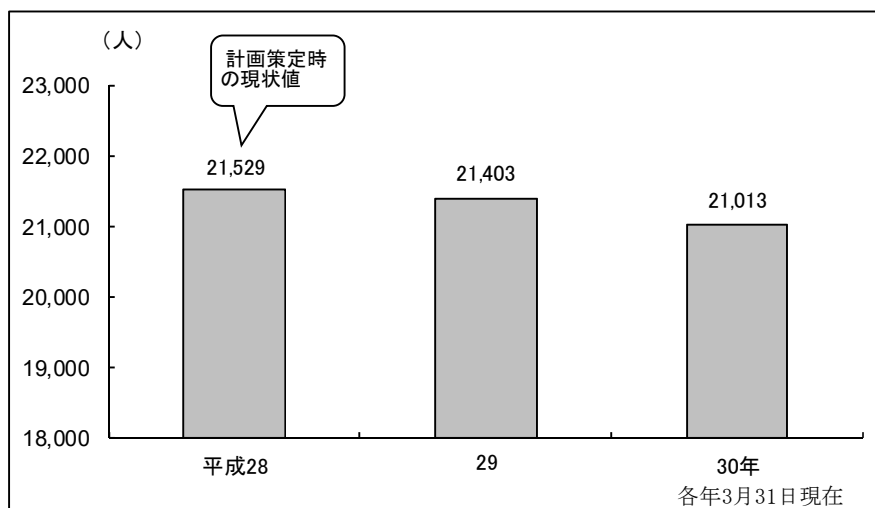
また、それぞれの事情に応じ、短時間勤務を含む多様な就業機会の創出を促進し、高齢者の就業ニーズの顕在化と企業の人材ニーズ掘り起こしを通じて、会員数の増加やシルバー人材センターを通じた就業機会の拡大を図っていく。

◆ 障害者の実雇用率（民間企業）



資料：厚生労働省「障害者雇用状況報告」

◆ シルバー人材センターの会員数（新潟県）



資料：(公社)新潟県シルバー人材センター連合会提供資料

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標4 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実

目標数値(平33)
延べ10,088人

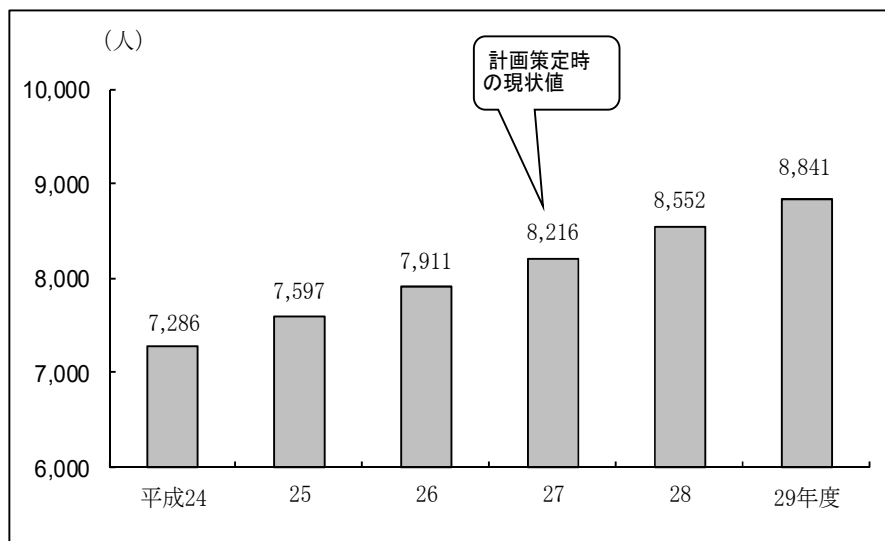
【目標値に対しての達成状況】

平成29年度のシニアカレッジ新潟（旧新潟県高齢者大学）の修了者数は、順調に増加して8,841人となっている。

【今後の取組の方向等】

引き続き、関係機関と連携しながら、シニアカレッジ新潟の周知や魅力向上に努めていく。

◆ シニアカレッジ新潟（旧新潟県高齢者大学）修了者数



資料：新潟県福祉保健部高齢福祉保健課調べ

【関連事業】 ➡ P65 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.251～284

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標5 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

【目標】 増加

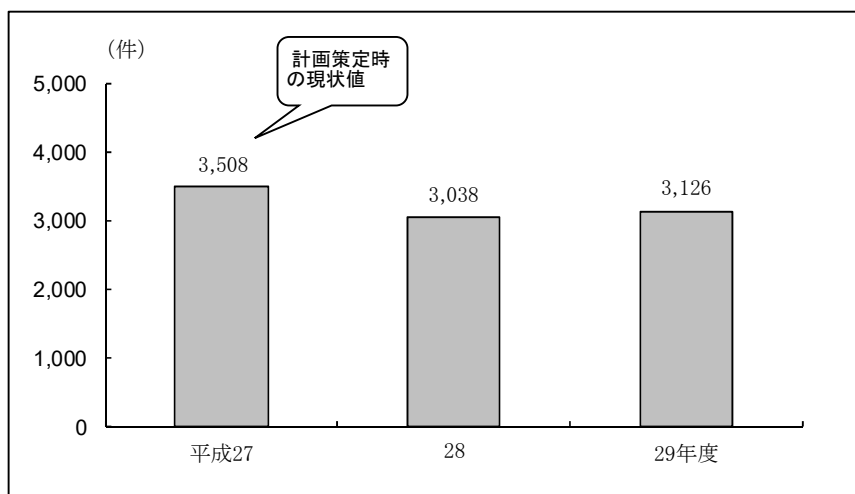
【目標に対する達成状況】

平成29年度の件数は3,126件であり、前年度に比べ88件増加した。

【今後の取組の方向等】

自立相談支援機関の周知や支援技術の向上に取り組む。

◆ 自立相談支援機関の新規相談件数



資料：新潟県福祉保健部福祉保健課「生活困窮者自立支援制度の支援状況調査」

【目標】 増加

【目標に対する達成状況】

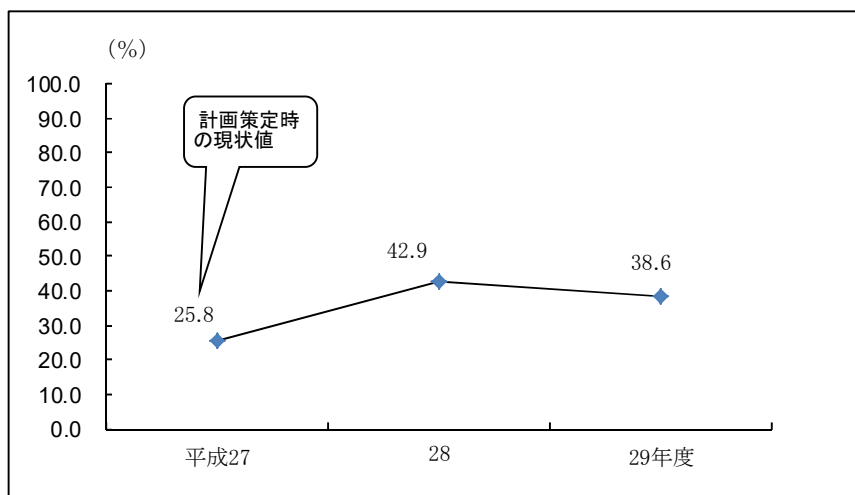
平成29年度の相談者就職率は38.6%であり、前年度と比べ4.3ポイント減少した。

就職環境の改善から転職相談が多いものの、生活相談を含めた対応の結果として現在の就労を継続する相談者が多く、就職者数が減少したことが、就職率が伸びなかった要因の一つと考えられる。

【今後の取組の方向等】

引き続き、就職率の向上に向けて支援に取り組んでいく。

◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談者の就職率（相談者に占める就職者の割合）



資料：新潟県福祉保健部児童家庭課「県ひとり親家庭等就業・自立支援センター実績報告」

※平成27年度の数値は「来所相談延べ人数に占める就職者の割合」であり、平成28年度以降は「就業相談の新規登録者に占める就職者の割合」となっているため単純比較できない。

【関連事業】➡ P66 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.285～293

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

目標数値(平33)
4.5%

【目標値に対しての達成状況】

平成30年4月1日時点の女性の自治会長は312人で、女性割合は3.6%となり、前年に比べ0.3ポイント上昇した。

自治会長の女性割合は緩やかではあるが増えつつある。

様々な啓発活動により、女性の積極性、周囲の女性参画に対する意識が強まっていると考えられる。

【今後の取組の方向等】

活力ある地域社会とするためには、地域課題に対する男女共同参画の視点は重要であり、引き続き女性参画が拡大されるよう情報提供や啓発に取り組む。

【目標】
増加

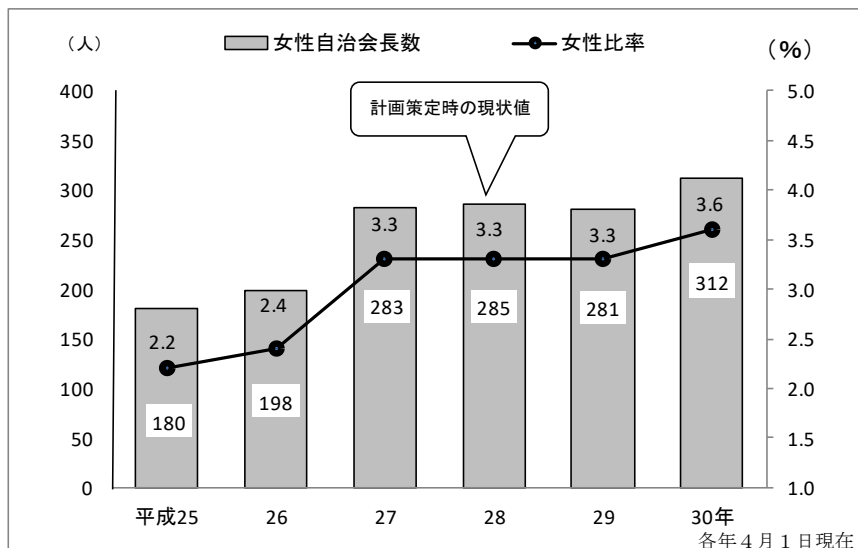
【目標に対しての達成状況】

平成29年6月1日時点の女性登用率は27.8%であり、前年に比べ2.8ポイント上昇した。

【今後の取組の方向等】

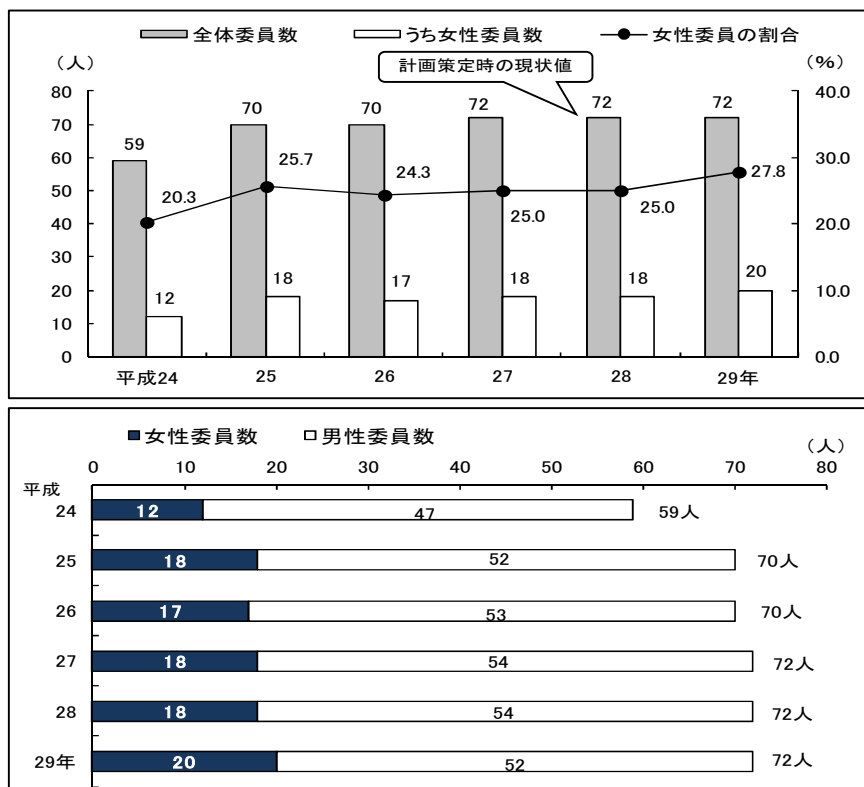
引き続き、学識者委員等からの積極的な女性登用や、関係団体へ女性委員推薦の働きかけを行う。

◆ 自治会長に占める女性の割合（新潟県）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

◆ 県防災会議委員に占める女性の割合（新潟県）



資料：新潟県防災局防災企画課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

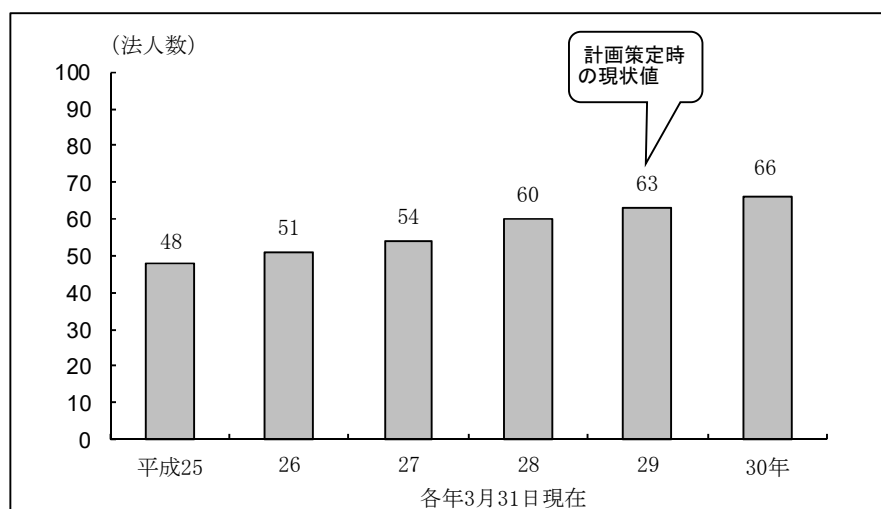
平成30年3月31日時点の法人数は66法人で、前年度に比べ3法人増加している。

近年、NPO法人数の増加は緩やかとなっている一方、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数」は順調に増加している。

【今後の取組の方向等】

引き続き、男女共同参画の促進に向けた情報発信や相談対応に取り組み、NPO法人の活動を支援していく。

- ◆ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数（新潟県）



資料：新潟県県民生活・環境部県民生活課調べ

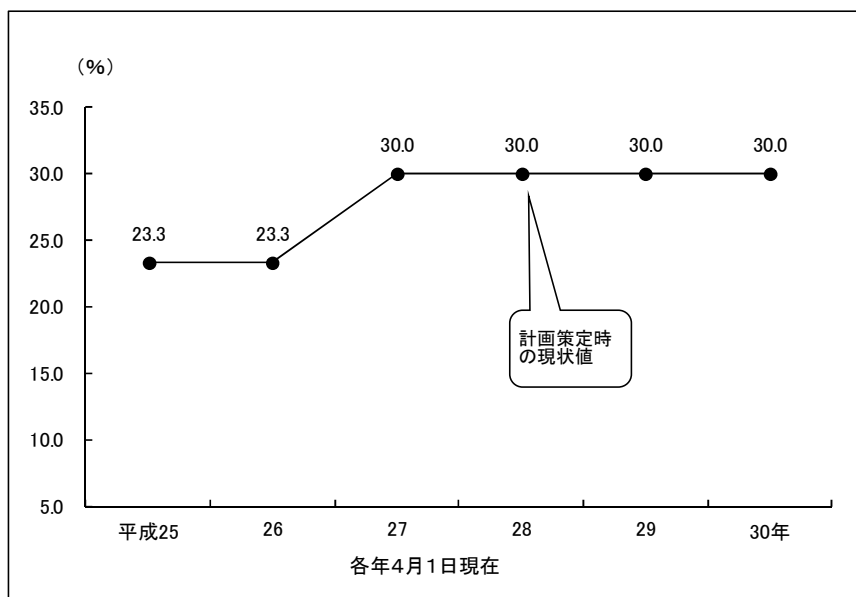
【関連事業】 ➡ P66 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.294～308

計画の推進

参考指標

平成30年4月1日現在の制定市町村数は9、制定率は30.0%であり、前年と変わっていない。

◇市町村男女共同参画条例制定率（新潟県）

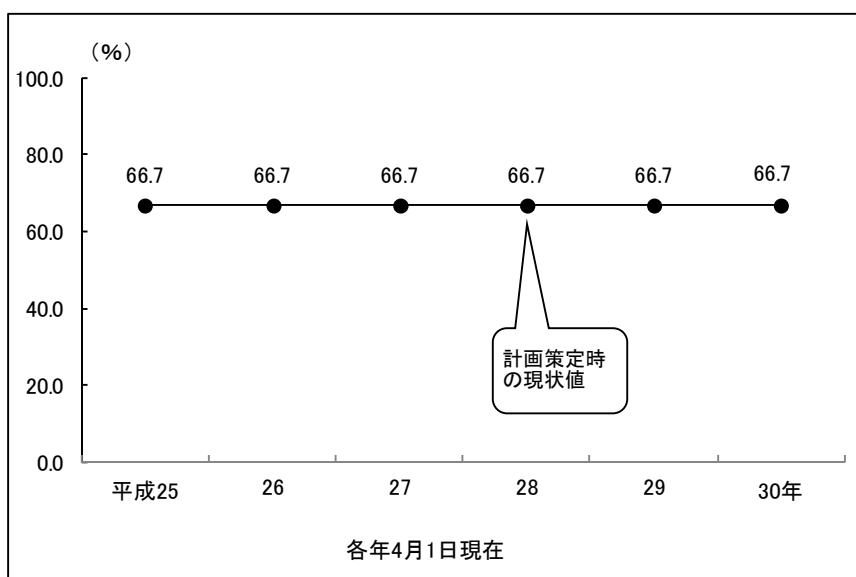


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

参考指標

平成30年4月1日現在の策定市町村数は20、策定率は66.7%で前年と変わっていない。

◇市町村男女共同参画計画策定率（新潟県）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

計画の推進

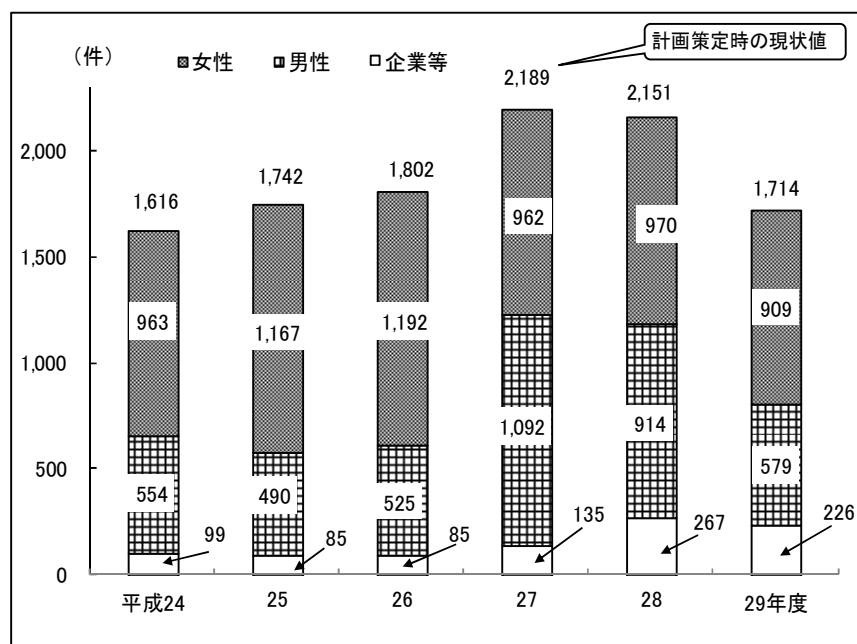
参考指標

平成 29 年度の相談件数は 1,714 件であり、前年度に比べ 437 件減少した。

女性相談では、「家庭・暮らし」に関するものが最も多く、次いで「夫婦・男女関係」が続いている。

男性からの相談は、「その他人間関係」が多くなっている。

◇新潟県男女平等推進相談室の相談件数



資料：新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

参考指標

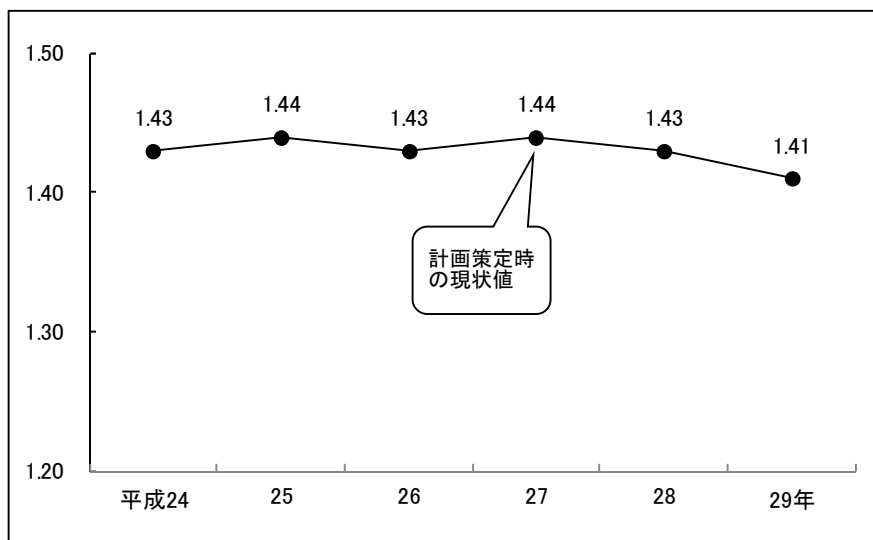
平成 29 年の新潟県の合計特殊出生率は 1.41 で、前年に比べ 0.02 ポイント下回った。

全国平均は 1.43 で、本県と全国平均の乖離幅は拡大した。

全国順位は、前年同様 37 位となっている。

年齢（5歳階級）別では、25～29歳及び30～34歳において、前年からの減少幅が大きくなっている。

◇合計特殊出生率（新潟県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

Ⅱ 「第３次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」関連施策の実施状況

■ ページの見方

ここでは、「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」における関連施策について、計画の体系別に整理し、『**基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧**』として、関連事業・取組名や担当課等を掲載しています。

なお、各事業の概要や実施計画及び実施状況等については、県男女平等社会推進課のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/>）に掲載する『第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）推進状況＜平成30年度版＞』の中で、『**基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業概要**』として掲載しますので、ご参照ください。

男女共同参画の視点を踏まえた事業の実施について

関連事業の実施（平成29年度は214事業）にあたっては、各事業の『企画』や『実施段階』において「男女共同参画に配慮する点」を確認し、『実施後』には、「男女共同参画に配慮した取組やその効果」について検討を行いました。

これらについては、上記『**基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業概要**』の『平成29年度実績、男女共同参画の視点到配慮した取組及び効果』及び『現状の分析、今後の取組等』の欄に反映されています。

1 基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧

※(再)は再掲事業・取組

※個別に予算を計上していないが実施している事業や取組等は、当初予算額を「0」と記載

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標1 男女平等意識の浸透

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）		
			平成30年度	平成29年度	
（１）男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します					
1	啓発資料の作成・配布	男女平等社会推進課	0	0	
2	男女共同参画週間（6/23～29）	男女平等社会推進課	0	0	
3	男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	男女平等社会推進課	0	0	
4	男女平等社会の形成推進事業	男女平等社会推進課	368	1,565	
5	人権啓発費	福祉保健課	24,216	29,409	
6	D V法の周知	児童家庭課	574	662	
7	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554	
（２）各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します					
8	（公財）新潟県女性財団事業費補助	男女平等社会推進課	33,700	30,703	
（３）メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します					
9	広報活動費	広報広聴課	144,700	144,700	
10	インターネットによる情報発信	男女平等社会推進課	0	0	
(再)	11	啓発資料の作成・配布	男女平等社会推進課	0	0
（４）メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します					
(再)	12	広報活動費	広報広聴課	144,700	144,700
	13	広報広聴委員会	広報広聴課	0	0
	14	市町村男女平等推進担当者研修会	男女平等社会推進課	0	0
	15	男女共同参画推進員の設置	男女平等社会推進課	0	0
(再)	16	男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	男女平等社会推進課	0	0

重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）		
			平成30年度	平成29年度	
（１）社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます					
(再)	17	男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	男女平等社会推進課	0	0

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（２）男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します				
18	広聴活動事業費	広報広聴課	22,972	21,571
19	広報活動費	広報広聴課	144,700	144,700
20	男女平等社会推進審議会の運営	男女平等社会推進課	473	473
21	男女平等社会推進連絡調整費	男女平等社会推進課	75	75
22	インターネットによる情報発信	男女平等社会推進課	0	0
23	啓発資料の作成・配布	男女平等社会推進課	0	0
24	男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	男女平等社会推進課	0	0
25	図書情報ルームの充実	男女平等社会推進課	301	301

重点目標３ 学校等における男女平等教育の深化

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します				
26	性別による固定的役割分担意識が育つことのないように配慮すること（保育）	少子化対策課	0	0
27	幼稚園教育における男女平等教育の充実	教育庁義務教育課	0	0
28	学習指導要領に基づき、社会科・家庭科等における男女平等教育の充実	教育庁義務教育課	0	0
29	学習指導要領に基づき、道徳・特別活動等における男女平等教育の充実	教育庁義務教育課	0	0
30	性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導（教育・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
31	性別による固定的な役割分担意識に基づいて学校運営が行われないよう努めること（教育・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
32	学習指導要領に基づき、家庭、公民科等各教科における男女平等教育を充実すること	教育庁高等学校教育課	0	0
33	学習指導要領に基づきホームルームをはじめ、特別活動等における男女平等教育を充実すること	教育庁高等学校教育課	0	0
34	性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導（教育・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
35	性別による固定的な役割分担意識に基づいて学校運営が行われないよう努めること（教育・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
（２）教職員等の研修を充実します				
36	保育研修事業等補助金	少子化対策課	243	2,473
37	保育所職員の資質向上	少子化対策課	0	862
38	教育関係者等への研修・情報提供（教育・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
39	教職員等の研修の充実（教育・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
40	教育関係者等への研修・情報提供（教育・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
41	教職員等の研修の充実（教育・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
42	教育関係者等への研修・情報提供（教育・生涯学習）	教育庁生涯学習推進課	7,320	0
43	国立女性教育会館等の研修事業への参加促進	教育庁生涯学習推進課	0	0
44	P T A指導者研修会	教育庁生涯学習推進課	342	342

重点目標4 男女平等に関する学習機会の確保

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）男女平等意識を高めるための学習機会を提供します				
45	（公財）新潟県女性財団事業費補助	男女平等社会推進課	33,700	30,703
46	人権啓発費	福祉保健課	24,216	29,409
47	いきいき県民カレッジ充実費	教育庁生涯学習推進課	2,552	2,596
48	にいがた連携公開講座開催費	教育庁生涯学習推進課	522	355
49	生涯学習情報化推進費	教育庁生涯学習推進課	－	5,245
50	人権教育指導者養成事業	教育庁生涯学習推進課	601	601
（２）性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう学習機会の充実や学習情報の提供に努めます				
51	いきいき県民カレッジ充実費	教育庁生涯学習推進課	2,552	2,596
52	にいがた連携公開講座開催費	教育庁生涯学習推進課	522	355
53	生涯学習情報化推進費	教育庁生涯学習推進課	－	5,245
（３）学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます				
54	国立女性教育会館等の研修事業への参加促進	教育庁生涯学習推進課	0	0
55	生涯学習指導者研修費	教育庁生涯学習推進課	969	1,212
56	人権教育指導者養成事業	教育庁生涯学習推進課	601	601
（４）男女平等意識を育む家庭教育を推進します				
57	家庭教育支援ガイドブックの活用	教育庁生涯学習推進課	701	0
58	企業等による家庭教育講座開催支援	教育庁生涯学習推進課	－	40

重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します				
59	D Vに関する啓発	男女平等社会推進課	0	0
60	女性に対する暴力をなくす運動(11/12～25)	男女平等社会推進課	0	0
61	子ども・女性電話相談事業	児童家庭課	6, 923	7, 099
62	配偶者暴力被害者支援体制強化事業（関係者資質向上事業）	児童家庭課	678	774
63	婦人保護事業	児童家庭課	19, 160	19, 008
64	ネットワーク会員の充実と拡大	警察本部警務部警務課	※ 6, 202	※ 6, 258
65	性犯罪等の未然防止対策の推進	警察本部生活安全部生活安全企画課	533	550
66	防犯活動の展開	警察本部生活安全部生活安全企画課	0	0
67	広報啓発活動	警察本部生活安全部少年課	199	199

※細事業ごとに予算額を積算していないため、事業全体枠での予算額を記載

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（２）ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談 や保護・支援を行います				
68	性暴力・性犯罪被害者支援事業	県民生活課	7,320	3,322
69	男女平等推進相談員配置事業	男女平等社会推進課	8,456	8,727
70	DVに関する啓発	男女平等社会推進課	0	0
71	一時保護委託事業	児童家庭課	1,620	2,092
72	子ども・女性電話相談事業	児童家庭課	6,923	7,099
73	配偶者暴力被害者支援体制強化事業（関係者資質 向上事業）	児童家庭課	678	774
74	婦人保護事業	児童家庭課	19,160	19,008
75	DV予防啓発強化事業	児童家庭課	800	800
76	女性に対する暴力に対する検挙等適切な措置 （警察・警務）	警察本部警務部警務課	※ 6,202	※ 6,258
77	ネットワーク会員の充実と拡大	警察本部警務部警務課		
78	女性に対する暴力に対する検挙等適切な措置 （警察・広報広聴）	警察本部警務部広報広 聴課	0	0
79	性犯罪被害相談電話	警察本部警務部広報広 聴課	0	0
80	女性被害の暴力的事案に係る加害者の検挙等適切 な措置	警察本部生活安全部子 供女性安全対策課	0	0
81	ストーカー事案に対する対策	警察本部生活安全部子 供女性安全対策課	648	602
82	支援者及び民間支援団体等の安全確保	警察本部生活安全部子 供女性安全対策課	0	0
83	被害者保護対策	警察本部生活安全部子 供女性安全対策課	698	873
84	広報啓発活動	警察本部生活安全部少 年課	199	199
85	児童買春事犯等福祉犯罪の取締りと被害者保護	警察本部生活安全部少 年課	0	0
86	少年サポートセンター	警察本部生活安全部少 年課	1,150	1,155
87	女性に対する暴力に対する検挙等適切な措置（警 察・少年）	警察本部生活安全部少 年課	0	0
88	女性に対する暴力に対する検挙等適切な措置（警 察・生活保安）	警察本部生活安全部生 活保安課	0	0
89	人身取引の防止	警察本部生活安全部生 活保安課	0	0
90	売春事犯等に対する取締り	警察本部生活安全部生 活保安課	0	0
（３）セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進します				
91	県におけるセクシュアル・ハラスメント防止のた め、通知文書や管理者向けの研修により啓発を図 る	人事課	0	0
92	県教育委員会におけるセクシュアル・ハラスメン ト防止のため、管理者向け各種会議や研修などに おいて職員、個人の自覚を促し、啓発を図る。	教育庁総務課	0	0
93	県警本部におけるハラスメント防止対策の推進	警察本部警務部警務課	0	0

※各事業ごとに予算額を積算していないため、事業全体での予算額を記載

重点目標 6 生涯を通じた女性の健康づくり

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します				
94	社会体育団体事業費補助金	スポーツ課	90	90
95	交流促進ゆめづくり事業	スポーツ課	12,308	9,308
96	女性専門外来の普及	医務薬事課	0	0
97	女性医師の育成・確保	医師・看護職員確保対策課	1,172	1,172
98	勤務医・女性医師サポート事業	医師・看護職員確保対策課	18,663	31,165
99	健康増進事業費補助金（骨粗鬆症検診）	健康対策課	66,329	67,595
100	特定感染症予防対策費・保健所における講演会の開催	健康対策課	727	730
101	周産期医療ネットワーク整備事業	健康対策課	2,868	2,670
102	生涯を通じた女性の健康支援事業	健康対策課	6,718	2,412
103	新潟県健康づくり財団普及啓発活動費補助金	健康対策課	1,000	1,000
104	食育推進事業	健康対策課	6,338	7,573
105	運動習慣普及事業	健康対策課	2,670	3,526
106	妊娠期からの相談・連携体制整備事業	健康対策課	－	3,740
107	学校における性に関する指導	教育庁保健体育課	0	0
（２）妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及に努めます				
108	男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	男女平等社会推進課	0	0
109	生涯を通じた女性の健康支援事業	健康対策課	6,718	2,412
110	不妊専門相談センター事業	健康対策課	972	972
111	不妊治療費助成事業	健康対策課	273,472	268,461
112	妊娠期からの相談・連携体制整備事業	健康対策課	－	3,740

重点目標 7 国際的な男女共同参画の取組の理解

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します				
113	国際的な問題に対する意識の醸成・学習機会の提供（国際）	国際課	35,120	34,894
114	国際交流・協力活動の情報提供	国際課	0	0
115	国際的な問題に対する意識の醸成・学習機会の提供（男女平等社会推進）	男女平等社会推進課	0	0

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標１ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）県の審議会等への女性登用を推進します				
116	審議会等への女性登用の促進	男女平等社会推進課	0	0
（２）女性県職員・教職員の育成・登用を推進します				
117	私らしいリーダーシップを考える研修	人事課	212	212
118	女性職員の登用・職域拡大の推進	人事課	0	0
119	育児休業復帰支援研修	人事課	215	109
120	女性職員の登用（企業局）	企業局総務課	0	0
121	女性職員の登用（病院局）	病院局総務課	0	0
122	女性教員の管理職等への登用（教育庁・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
123	女性教員の管理職等への登用（教育庁・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
124	女性警察官の採用及び職域の拡大の推進	警察本部警務部警務課	0	0
（３）市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します				
125	市町村男女平等推進主管課長会議	男女平等社会推進課	67	67
126	市町村における男女平等推進施策推進状況調査	男女平等社会推進課	0	0
（４）企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します				
127	啓発資料の作成・配布	男女平等社会推進課	0	0
128	男女共同参画推進員の設置	男女平等社会推進課	0	0
129	ハッピー・パートナー企業の登録	男女平等社会推進課	293	422
130	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1, 611	2, 554
131	選挙に関する各種啓発事業	市町村課	4, 027	4, 027

重点目標２ 女性の能力の開発・発揮

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します				
132	啓発資料の作成・配布	男女平等社会推進課	0	0
133	（公財）新潟県女性財団事業費補助	男女平等社会推進課	33,700	30,703
134	男女共同参画週間（6/23～29）	男女平等社会推進課	0	0
135	男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	男女平等社会推進課	0	0
136	にいがた女性活躍推進事業	男女平等社会推進課	12,477	12,755
137	D V法の周知	児童家庭課	574	662
138	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
139	いきいき県民カレッジ充実費	教育庁生涯学習推進課	2,552	2,596
140	にいがた連携公開講座開催費	教育庁生涯学習推進課	522	355

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（２）女性の起業など様々なチャレンジを支援します				
141	啓発資料の作成・配布	男女平等社会推進課	0	0
142	女性のチャレンジ支援	男女平等社会推進課	0	0
143	起業チャレンジ奨励事業	産業政策課	55,000	50,000
144	セミナー等開催事業	産業政策課	352,734 の一部	373,937 の一部
145	ベンチャー企業創出事業	産業政策課		
146	ゆめづくり助成事業	産業政策課		
147	女性リーダー研修等への参加	林政課	78	78
148	林業女性教室の開催	林政課	43	43
149	新規就農・育成推進事業	経営普及課	3,620	6,548
（３）女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します				
150	県の附属機関の委員の情報収集	人事課	0	0
151	女性人材リストの充実	男女平等社会推進課	0	0
（４）女性団体等への活動支援を充実します				
152	社会活動促進事業	県民生活課	13,905	8,149
153	（公財）新潟県女性財団事業費補助	男女平等社会推進課	33,700	30,703

重点目標３ 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を発揮できる環境の整備を促進します				
154	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
155	にいがた女性活躍推進事業	男女平等社会推進課	12,477	12,755
（２）女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します				
156	ハッピー・パートナー企業の登録	男女平等社会推進課	293	422
157	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
158	技能向上訓練費（在職者訓練）	職業能力開発課	22,702	22,702
159	訓練手当	職業能力開発課	21,974	21,974
160	若年者の職業能力開発	職業能力開発課	156,933	163,113
161	離職者等の再就職訓練	職業能力開発課	879,143	854,118
162	にいがた女性活躍推進事業	男女平等社会推進課	12,477	12,755

重点目標 4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
	（１）農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します			
(再)	163 女性のチャレンジ支援	男女平等社会推進課	0	0
(再)	164 女性リーダー研修等への参加	林政課	78	78
(再)	165 林業女性教室の開催	林政課	43	43
(再)	166 新規就農・育成推進事業	経営普及課	3,620	6,548
	167 新潟県漁村女性アドバイザーの認定	水産課	183	131
	（２）農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます			
	168 農山漁村で働く女性の実態調査及び情報提供等（林政）	林政課	0	0
(再)	169 新規就農・育成推進事業	経営普及課	3,620	6,548
	170 農業法人雇用促進支援事業	経営普及課	—	0
	（３）商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます			
(再)	171 （公財）新潟県女性財団事業費補助	男女平等社会推進課	33,700	30,703
	172 商工会等若手後継者等育成事業	産業政策課	12,060	12,060

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します				
173	ハッピー・パートナー企業の登録	男女平等社会推進課	293	422
174	啓発資料の作成・配布	男女平等社会推進課	0	0
175	男女共同参画週間（6/23～29）	男女平等社会推進課	0	0
176	男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	男女平等社会推進課	0	0
177	にいがた女性活躍推進事業	男女平等社会推進課	12,477	12,755
178	中小企業労務管理改善支援事業	労政雇用課	310	338
179	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
180	働き方改革取組事業支援事業	労政雇用課	6,131	4,734
181	働き方改革推進プロジェクト事業	労政雇用課	15,396	12,898
（２）仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します				
182	庁内託児所の運営	総務事務センター	12,873	12,873
183	ハッピー・パートナー企業の登録	男女平等社会推進課	293	422
184	院内保育促進事業	医師・看護職員確保対策課	62,852	76,581
185	勤務医・女性医師サポート事業	医師・看護職員確保対策課	18,663	31,165
186	中小企業労務管理改善支援事業	労政雇用課	310	338
187	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
188	働き方改革取組事業支援事業	労政雇用課	6,131	4,734
189	働き方改革推進プロジェクト事業	労政雇用課	15,396	12,898
190	男性の育児休業取得促進助成金	労政雇用課	14,000	14,000
191	「にいがた子育て応援企業」認定制度	少子化対策課	7,188	6,688
（３）多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します				
192	中小企業労務管理改善支援事業	労政雇用課	310	338
193	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
194	ハッピー・パートナー企業の登録	男女平等社会推進課	293	422
（４）職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します				
195	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
196	個別労働関係紛争解決促進事業	労政雇用課	7,627	5,997

重点目標2 男性にとっての男女共同参画

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します				
（再）	197 男女平等社会の形成推進事業	男女平等社会推進課	368	1,565
（再）	198 人権啓発費	福祉保健課	24,216	29,409
（再）	199 ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
（再）	200 働き方改革推進プロジェクト事業	労政雇用課	15,396	12,898
（２）男性の家事・育児・介護等への参画を促進します				
（再）	201 ハッピー・パートナー企業の登録	男女平等社会推進課	293	422
（再）	202 ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554
（再）	203 働き方改革推進プロジェクト事業	労政雇用課	15,396	12,898
（再）	204 家庭教育支援ガイドブックの活用	教育庁生涯学習推進課	701	0
（再）	205 企業等による家庭教育講座開催支援	教育庁生涯学習推進課	—	40
（３）男性が抱える困難への対応を充実します				
（再）	206 男女平等推進相談員配置事業	男女平等社会推進課	8,456	8,727
	207 新潟県地域自殺対策緊急強化事業	障害福祉課	173,865	171,561

重点目標3 子育て環境の充実

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）		
			平成30年度	平成29年度	
（１）多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します					
(再)	208	私立幼稚園教育改革推進特別経費補助金（預かり保育）	大学・私学振興課	192,815	182,906
	209	庁内託児所の運営	総務事務センター	12,873	12,873
	210	新潟県特別保育事業	少子化対策課	915,825	835,668
	211	延長保育事業	少子化対策課	152,337	166,756
	212	保育環境改善等事業	少子化対策課	6,204	4,933
	213	ファミリーサポート・アドバイザー・サブリーダー研修事業	少子化対策課	38	38
	214	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	少子化対策課	1,028,558	928,356
	215	新潟県社会福祉審議会子ども・子育て支援部会	少子化対策課	732	768
	216	病児・病後児保育事業	少子化対策課	233,911	241,115
	217	放課後児童支援員認定研修	少子化対策課	3,653	3,661
	218	一時預かり事業	少子化対策課	198,205	183,858
219	放課後・土曜日の良好な教育環境づくり総合対策費	教育庁生涯学習推進課	4,202	5,673	
（２）地域における子育て支援を充実します					
220	私立幼稚園子育て支援推進事業	大学・私学振興課	27,300	28,600	
221	小児救急医療体制整備事業	医務薬事課	23,516	22,014	
222	産婦人科医の確保	医師・看護職員確保対策課	45,571	41,750	

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
	223 乳児・子どもの医療費助成	健康対策課	1,455,056	1,252,964
	224 乳幼児虐待予防対策事業	健康対策課	647	702
(再)	225 妊娠期からの相談・連携体制整備事業	健康対策課	—	3,740
(再)	226 子ども・女性電話相談事業	児童家庭課	6,923	7,099
(再)	227 延長保育事業	少子化対策課	152,337	166,756
(再)	228 保育環境改善等事業	少子化対策課	6,204	4,933
(再)	229 ファミリーサポート・アドバイザー・サプリーダー 研修事業	少子化対策課	38	38
	230 利用者支援事業	少子化対策課	17,289	15,190
	231 地域子育て支援拠点事業	少子化対策課	521,282	515,794
	232 ファミリーサポート・センター事業	少子化対策課	18,208	18,218
	233 子育て支援員研修	少子化対策課	1,474	1,477
	234 虐待対応協力員設置事業	児童家庭課	37,460	37,155
	235 児童虐待防止ネットワーク事業	児童家庭課	348	1,527
	236 児童虐待防止推進事業	児童家庭課	400	400
	237 交通安全施設等整備事業・緊急地方道路整備事業	道路管理課	1,289,579	1,277,680
	238 緊急地方道路整備事業	道路建設課	7,972,597	7,838,531
	239 緊急地方道路整備事業（街路）	都市整備課	2,542,863	2,379,360
	240 公営住宅整備・改善	建築住宅課	259,820	325,755
	241 安全で快適な住まいづくり	建築住宅課	114,025	110,556
	242 交通施設バリアフリー化推進事業	交通政策課	0	0
	243 家庭教育支援人材養成費、親の学び支援・啓発費	教育庁生涯学習推進課	3,912	3,500
	244 子どもを育てる地域の連携促進事業	教育庁生涯学習推進課	70,397	72,488
(3) 子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します				
	245 子どもがインターネットを適切に活用するための 普及啓発	児童家庭課	175	175
(再)	246 性犯罪等の未然防止対策の推進	警察本部生活安全部生 活安全企画課	533	550
(再)	247 防犯活動の展開	警察本部生活安全部生 活安全企画課	0	0
(再)	248 児童買春事犯等福祉犯罪の取締りと被害者保護	警察本部生活安全部少 年課	0	0
(再)	249 少年サポートセンター	警察本部生活安全部少 年課	1,150	1,155
	250 携帯電話等インターネット接続機器からの有害情 報の閲覧防止対策の推進	警察本部生活安全部少 年課	0	0

重点目標４ 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）高齢者・障害者の社会参画を支援します				
251	高齢者チャレンジ１００	県民生活課	877	987
252	老人クラブ助成事業	高齢福祉保健課	75,668	76,933
253	明るい長寿社会づくり事業	高齢福祉保健課	58,436	58,436
254	視覚障害者等支援事業	障害福祉課	9,450	9,450
255	コミュニケーション確保事業費	障害福祉課	19,197	26,917
256	市町村地域生活支援事業	障害福祉課	332,752	306,064
257	重症心身障害児者研修会開催事業補助金	障害福祉課	180	180
258	障害者芸術文化祭開催事業	障害福祉課	2,812	1,678
259	障害者社会参加推進センター運営事業	障害福祉課	5,920	5,920
260	授産活動プロデュース事業	障害福祉課	27,573	26,684
261	スポーツ振興事業費	障害福祉課	8,766	10,232
262	全国障害者スポーツ大会選手支援事業	障害福祉課	18,907	21,791
263	知的障害児者相談活動事業補助金	障害福祉課	360	360
264	バリアフリーまちづくり事業	障害福祉課	759,460	759,460
265	やさしいまちづくり事業	障害福祉課	31,837	32,026
266	身体障害者団体活動助成事業	障害福祉課	1,201	1,201
267	シルバー人材センター発展・拡充支援事業	労政雇用課	5,617	5,617
268	高年齢者就業機会創出促進費	労政雇用課	776	—
269	障害者雇用理解促進事業	労政雇用課	1,004	1,000
270	障害者雇用マッチング支援事業	労政雇用課	12,194	11,143
271	障害者雇用促進プロジェクト費	労政雇用課	25,708	24,160
272	障害者雇用促進能力開発事業	職業能力開発課	84,612	82,917
(再)	273 交通安全施設等整備事業・緊急地方道路整備事業	道路管理課	1,289,579	1,277,680
(再)	274 緊急地方道路整備事業	道路建設課	7,972,597	7,838,531
(再)	275 緊急地方道路整備事業（街路）	都市整備課	2,542,863	2,379,360
(再)	276 公営住宅整備・改善	建築住宅課	259,820	325,755
(再)	277 安全で快適な住まいづくり	建築住宅課	114,025	110,556
(再)	278 交通施設バリアフリー化推進事業	交通政策課	0	0
（２）高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します				
279	介護保険事業費補助金	高齢福祉保健課	27,061	26,002
280	介護保険制度の理解と利用促進	高齢福祉保健課	0	0
281	高齢者介護サービス体制整備支援事業	高齢福祉保健課	2,481	2,347
282	認知症高齢者介護支援事業	高齢福祉保健課	29,804	26,805
283	介護サービス情報の公表	国保・福祉指導課	7,328	12,141
(再)	284 ワーク・ライフ・バランス推進事業	労政雇用課	1,611	2,554

重点目標5 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）生活困窮者の自立の促進を支援します				
285	生活困窮者自立支援事業	福祉保健課	23, 519	22, 768
（２）ひとり親家庭への支援を充実します				
286	児童扶養手当の支給	児童家庭課	192, 009	223, 368
287	ひとり親家庭生活向上事業	児童家庭課	640	510
288	ひとり親家庭等医療費助成事業	児童家庭課	343, 318	333, 487
289	母子家庭等自立支援事業	児童家庭課	30, 118	33, 356
290	ひとり親家庭等日常生活支援事業	児童家庭課	295	425
291	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	児童家庭課	352, 451	367, 882
292	母子・父子自立支援員による生活相談	児童家庭課	53	132
293	ひとり親家庭の親の優先枠（「離職者等の再就職訓練」の一部）	職業能力開発課	0	0

重点目標6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			平成30年度	平成29年度
（１）地域における男女共同参画を促進します				
294	地域おこし等に関する政策・方針決定過程への女性の参画	地域政策課	0	0
295	特定地域の自立・安全を支援する事業	地域政策課	70,362	96,889
296	地域の話し合い促進事業	地域政策課	2,931	2,182
297	社会活動促進事業	県民生活課	13,905	8,149
298	安全・安心なまちづくり推進事業	県民生活課	5,037	5,037
299	女性のチャレンジ支援	男女平等社会推進課	0	0
300	男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	男女平等社会推進課	0	0
301	交流人口拡大戦略検討費	観光企画課	6,290	4,709
302	地域安全活動への女性の参画促進	警察本部生活安全部生活安全企画課	0	0
（２）防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します				
303	防災計画や防災マニュアル等の作成にあたっての男女ニーズの反映	防災企画課	2,598	2,646
304	防災・災害復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画	防災企画課	750	693
（３）環境保全の取組への男女共同参画を促進します				
305	県民参加の環境運動推進事業	環境企画課	5,763	1,503
306	事業活動における温室効果ガス排出削減推進事業	環境企画課	3,188	2,134
307	環境活動実践推進事業	環境企画課	498	498
308	新潟県カーボン・オフセット制度普及促進事業	環境企画課	6,796	6,796
関連事業の合計予算額			22,295,978	21,701,655

Ⅲ 県内市町村の状況

1 市町村における男女平等推進施策所管課等の一覧

(平成30年4月1日現在)

市町村	所管部（局）課名	庁内連絡会議名称	懇談会・諮問機関名称
新潟市	男女共同参画課	新潟市男女共同参画推進会議	新潟市男女共同参画審議会
長岡市	人権・男女共同参画課	長岡市男女共同参画政策推進会議	長岡市男女共同参画審議会
三条市	地域経営課	三条市男女共同参画推進会議	三条市男女共同参画審議会
柏崎市	人権啓発・男女共同参画室	柏崎市男女共同参画プラン庁内推進会議	柏崎市男女共同参画審議会
新発田市	人権啓発課	新発田市人権対策委員会	新発田市男女共同参画審議会
小千谷市	市民生活課	小千谷市男女共同参画推進委員会	おちや男女共同参画プラン推進懇談会
加茂市	総務課	なし	なし
十日町市	企画政策課	十日町市男女共同参画庁内推進会議	十日町市男女共同参画推進委員会
見附市	まちづくり課	見附市男女共同参画推進会議	見附市男女共同参画事業推進懇談会
村上市	市民課生活人権室	村上市男女共同参画計画庁内推進委員会	なし
燕市	地域振興課	燕市男女共同参画推進会議	燕市男女共同参画推進審議会
糸魚川市	環境生活課	糸魚川市男女共同参画推進庁内委員会	糸魚川市男女共同参画推進委員会
妙高市	企画政策課・生涯学習課	妙高市男女共同参画推進本部	妙高市男女共同参画審議会
五泉市	企画政策課	五泉市男女共同参画推進会議	五泉市男女共同参画推進審議会
上越市	共生まちづくり課	上越市男女共同参画行政推進会議	上越市男女共同参画審議会
阿賀野市	市長政策・市民協働課	阿賀野市男女共同参画プラン庁内推進委員会	阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会
佐渡市	企画課	佐渡市男女共同参画庁内推進会議	佐渡市男女共同参画推進懇談会
魚沼市	企画政策課	魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会	魚沼市男女共同参画推進委員会
南魚沼市	企画政策課	南魚沼市男女共同参画庁内推進会議	なし
胎内市	総務課	胎内市男女共同参画庁内推進委員会	胎内市男女共同参画推進委員会
計		19/20	17/20
聖籠町	総務課	聖籠町男女共同参画推進会議	聖籠町男女共同参画計画策定委員会
弥彦村	総務課	なし	なし
田上町	総務課	なし	なし
阿賀町	総務課	なし	なし
出雲崎町	教育課	なし	なし
湯沢町	教育課	なし	なし
津南町	教育委員会生涯学習班	なし	なし
刈羽村	産業政策課	なし	なし
関川村	総務課	なし	なし
粟島浦村	総務課	なし	なし
計		1/10	1/10
合 計		20/30	18/30

2 市町村男女共同参画計画の策定状況

(平成30年4月1日現在)

市町村	計 画 名 称	計 画 期 間
新潟市	第3次新潟市男女共同参画行動計画	平成28年4月1日～平成33年3月31日
長岡市	第2次ながおか男女共同参画基本計画	平成24年4月～平成34年3月
三条市	第2次三条市男女共同参画推進プラン	平成27年4月～平成35年3月
柏崎市	柏崎市男女共同参画基本計画	平成28年4月～平成33年3月
新発田市	第3次しばた男女共同参画推進プラン	平成26年4月1日～他のプランとの整合性をとり決定
小千谷市	第4次おちや男女共同参画プラン	平成29年4月1日～平成34年3月31日
加茂市	なし	
十日町市	とおかまち男女平等みらいプラン (第3次十日町市男女共同参画基本計画)	平成30年4月1日～平成35年3月31日
見附市	第4次見附市男女共同参画計画	平成29年4月1日～平成33年3月31日
村上市	第2次村上市男女共同参画計画	平成30年3月～平成35年3月
燕市	第3次燕市男女共同参画推進プラン	平成29年4月～平成35年3月
糸魚川市	第2次いといがわ男女共同参画プラン	平成29年3月～平成34年3月
妙高市	男女が共にあゆむパートナープラン2011～2019<改定版>	平成27年4月1日～平成32年3月31日
五泉市	ごせん男女共同参画推進計画	平成29年4月～平成34年3月
上越市	上越市第3次男女共同参画基本計画	平成30年4月1日～平成35年3月31日
阿賀野市	第3次阿賀野市男女共同参画プラン	平成28年4月～平成33年3月
佐渡市	第2次佐渡市男女共同参画計画	平成27年3月～平成32年3月
魚沼市	第3次魚沼市男女共同参画推進計画	平成28年4月1日～平成33年3月31日
南魚沼市	第3次南魚沼市男女共同参画基本計画	平成29年4月1日～平成34年3月31日
胎内市	第2次胎内市男女共同参画プラン2 1	平成27年4月～平成32年3月
計	19/20	
聖籠町	第3次聖籠町男女共同参画計画	平成30年4月1日～平成35年3月31
弥彦村	なし	
田上町	なし	
阿賀町	なし	
出雲崎町	なし	
湯沢町	なし	
津南町	なし	
刈羽村	なし	
関川村	なし	
粟島浦村	なし	
計	1/10	
合 計	20/30	

3 政策・方針決定過程における女性の参画状況

(1) 各種委員及び審議会等における女性の参画状況

(平成30年4月1日現在)

区 分		総 数	うち女性数	女性の割合
1	教育委員	139	56	40.3%
2	選挙管理委員	152	30	19.7%
3	人事委員・公平委員	24	3	12.5%
4	監査委員	68	4	5.9%
5	農業委員	671	70	10.4%
6	固定資産評価委員	94	14	14.9%
7	審議会等委員	11,830	3,077	26.0%

※広域で設置されている審議会等は含まない。

(2) 女性管理職の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分		総 数	うち女性数	女性の割合
1	市 計	1,248	132	10.6%
2	町村 計	126	10	7.9%
市町村 合計		1,374	142	10.3%

(3) 市町村議会議員における女性の状況 (平成29年12月31日現在 : 30市町村)

区 分		総 数	うち女性数	女性の割合
1	市議会議員	475	43	9.1%
2	町村議会議員	114	12	10.5%
市町村 合計		589	55	9.3%

※市町村課資料より

4 男女共同参画・女性に関する条例の制定状況

(平成30年4月1日現在)

市町村名	条 例 の 名 称	議会の可決日	公 布 日	施 行 日
1 上越市	上越市男女共同参画基本条例	平成14年3月26日	平成14年3月29日	平成14年4月1日
2 妙高市	妙高市男女共同参画社会推進条例	平成16年12月15日	平成16年12月16日	平成16年12月16日
3 新潟市	新潟市男女共同参画推進条例	平成17年3月17日	平成17年3月18日	平成17年4月1日
4 三条市	三条市男女共同参画推進条例	平成17年12月26日	平成17年12月26日	平成18年4月1日
5 柏崎市	柏崎市男女共同参画推進条例	平成18年12月22日	平成18年12月22日	平成19年4月1日
6 長岡市	長岡市男女共同参画社会基本条例	平成22年12月20日	平成22年12月22日	平成23年4月1日
7 五泉市	五泉市男女共同参画推進条例	平成23年3月25日	平成23年3月29日	平成23年4月1日
8 燕市	燕市男女共同参画推進条例	平成26年12月22日	平成26年12月25日	平成27年4月1日
9 新発田市	新発田市男女共同参画推進条例	平成27年3月12日	平成27年3月12日	平成27年4月1日

5 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置状況

(平成30年4月1日現在)

市町村名	施 設 の 名 称	設置年月日
1 新潟市	新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」	平成3年8月1日
2 長岡市	長岡市男女平等推進センター「ウィルながおか」	平成13年10月1日
3 三条市	三条市男女共同参画センター	平成12年7月1日
4 上越市	上越市男女共同参画推進センター「ウィズじょうえつ」	平成13年1月4日
5 新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム	平成29年4月1日

参 考 資 料

参 考 資 料

- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例
- 新潟県における推進体制
 - 男女平等推進施策調整会議
 - 男女平等社会推進審議会
 - 男女平等推進相談室
- 男女共同参画に関する行政関係年表

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第 34 回国連総会（昭和 54 年 12 月）採択
昭和 60 年 6 月日本批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの

義務に従つて行動することを確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 4 条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第 5 条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置

をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機

会

- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経

経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家が構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務

の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内

(b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長

に寄託することによって行う。

第 26 条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体

における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合におけ

る被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることが

できる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 4 条）
第 2 章	基本方針等（第 5 条・第 6 条）
第 3 章	事業主行動計画等
第 1 節	事業主行動計画策定指針（第 7 条）
第 2 節	一般事業主行動計画（第 8 条－第 14 条）
第 3 節	特定事業主行動計画（第 15 条）
第 4 節	女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・17 条）
第 4 章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条－第 25 条）
第 5 章	雑則（第 26 条－第 28 条）
第 6 章	罰則（第 29 条－第 34 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は

市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

- （一般事業主行動計画の策定等）
- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集

に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行うおうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合そ

の他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第16条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第18条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必

要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規

- 定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。
二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

（内閣府設置法の一部改正）

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。
附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成 38 年 3 月 31 日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------------	--

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

平成 14 年 3 月 28 日公布
新潟県条例第 13 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条―第 23 条）

第 3 章 新潟県男女平等社会推進審議会（第 24 条―第 32 条）

第 4 章 雑則（第 33 条）

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根強く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる男女平等社会の形成が緊要な課題となっている。

ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

- 第 3 条** 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であることを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨とし

て、行われなければならない。

- 6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（差別的取扱いの禁止等）

第 7 条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の留意）

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう

努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第10条 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

(広報、啓発活動等)

- 第11条 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育の推進)

- 第12条 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

(産業の分野における環境の整備)

- 第13条 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第14条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

- 第15条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第16条 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

- 第17条 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(市町村との協力)

- 第18条 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

- 第19条 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

- 第20条 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

(附属機関における委員の構成)

- 第21条 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(相談の申出)

- 第22条 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、男女平等推進相談員を置くものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(施策に関する苦情の申出)

- 第23条 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。
- 2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

- 第24条 この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。
- (1) 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないこと。
- (2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

(任期)

- 第26条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第28条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(公開)

第 30 条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第 31 条 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。

(委任)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条、第 22 条、第 23 条及び第 3 章の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後 5 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県における推進体制

● 男女平等推進施策調整会議

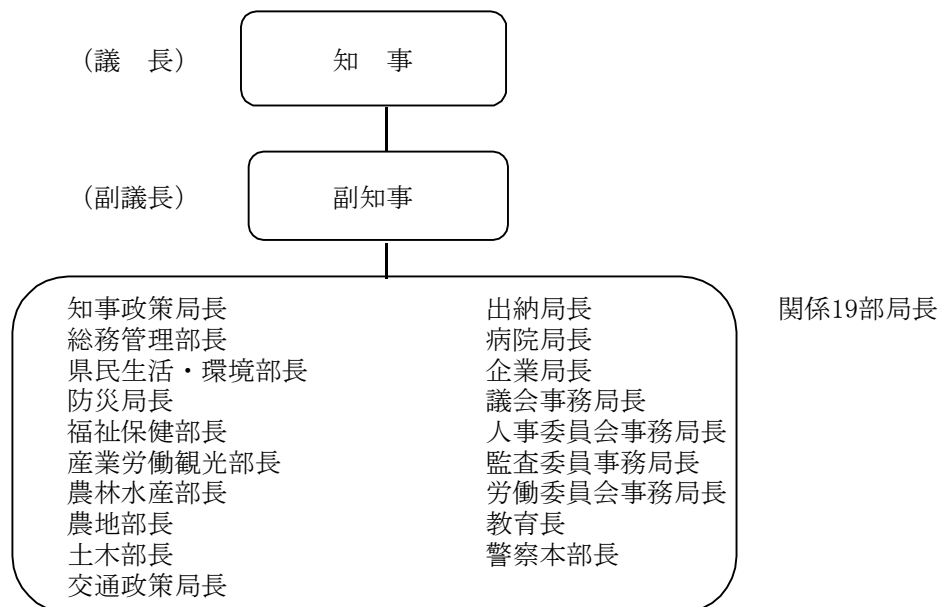
設置目的

男女平等社会の形成に関する県の施策を総合的に推進するために設置

所掌事務

- 1 男女平等社会の形成に関する基本的な方針の検討及び施策の総合的な推進に関すること
- 2 男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し関係部局間の調整に関すること
- 3 その他男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し、必要と認められること

構成



幹事会

知事政策局政策課企画主幹	交通政策局交通政策課企画主幹
総務管理部人事課長補佐	出納局管理課長補佐
総務管理部財政課企画主幹	病院局総務課長補佐
県民生活・環境部県民生活課企画主幹	企業局総務課長補佐
県民生活・環境部男女平等社会推進課長	議会事務局総務課長補佐
防災局防災企画課長補佐	人事委員会事務局総務課長補佐
福祉保健部福祉保健課企画主幹	監査委員事務局監査主幹
産業労働観光部産業政策課企画主幹	労働委員会事務局総務課長補佐
農林水産部農業総務課企画主幹	教育庁総務課企画主幹
農地部農地管理課企画主幹	警察本部警務部警務課企画室長
土木部監理課企画主幹	

調整会議に付議する事項の調整及び調整会議で決定した事項の履行についての確認等を行う。

● 男女平等社会推進審議会

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、平成 14 年 8 月 1 日に設置された。

権 限

- 1 知事の諮問を受けて意見を述べる事項
 - (1) 男女平等社会の形成に関する重要事項の調査審議
 - (2) 基本計画（男女共同参画計画）の策定、変更に当たって意見を述べること
 - (3) 相談の申出について、特に必要があるものについて意見を述べること
 - (4) 施策に関する苦情の申出について、必要があるものについて意見を述べること
- 2 審議会が自ら意見を述べる事項
 - (5) その他男女平等社会の形成の推進に関し知事に意見を述べること

組 織

委員数：20 人以内

平成 30 年 8 月 1 日現在 20 人（女性 12 人、男性 8 人）

- * 男女いずれか一方の委員数が委員総数の 4 割未満とならないようにする。
- * 一部の委員は、公募に応じた者とする。

● 男女平等推進相談室

性別による差別的な取扱いや、男女平等社会の形成を阻害する行為について専門の相談員が相談に応じる。

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、平成 14 年 8 月 1 日に開設された。

体 制

- 1 場所：新潟ユニゾンプラザ
- 2 相談日及び相談時間
 - ・ 月曜日～金曜日 11：00 ～ 18：00
 - ・ 土曜日 10：00 ～ 17：00※日曜日、祝日及び年末年始は休み
- 3 相談員：3 名
- 4 相談方法
電話、面接
- 5 特別相談
弁護士による法律相談（月 2 回）
精神科医による心の相談（月 1 回）

男女共同参画に関する行政関係年表(国際婦人年以降)

年 号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
昭和50年 (1975)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 総理府に婦人問題担当室設置	
昭和51年 (1976)	国連婦人の十年 (1976～1985)		
昭和52年 (1977)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	青少年福祉課(民生部)母子婦人係 が婦人問題担当
昭和54年 (1979)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	
昭和60年 (1985)	「国連婦人の十年」世界会議 (ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	婦人青少年課(民生部)に改称 「新潟県婦人対策の方向」策定 (S60～S70年度)
昭和62年 (1987)		「西暦2000年に向けて新国内行動計画」策定	
平成元年 (1988)		新学習指導要領告示(家庭科教育 における男女同一の教育課程)	
平成2年 (1990)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略に 関する第1回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択		婦人青少年課に婦人係設置
平成3年 (1991)		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行 動計画(第1次改定)」策定	女性児童課(民生部)に改称し、課 内に女性政策推進室設置 女性問題協議会を設置
平成4年 (1992)		初の婦人問題担当大臣任命	「にいがたオアシス女性プラン」策 定(3月)
平成5年 (1993)	国連総会「女性に対する暴力の撤 廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布、施行 中学校での家庭科の男女必修化	(財)新潟県女性財団設立(4月)
平成6年 (1994)		総理府に男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置 高等学校での家庭科の男女必修化	
平成7年 (1995)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	

年 号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
平成 8 年 (1996)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「ニューにいがた女性プラン」策定(3月) 改組して女性政策課(環境生活部)設置 新潟ユニゾンプラザ開館(8月)
平成 9 年 (1997)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
平成11年 (1999)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
平成12年 (2000)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布、施行 「児童虐待の防止等に関する法律」公布、施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布、施行 「男女共同参画基本計画」策定(12月)	
平成13年 (2001)		男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正 第1回男女共同参画週間 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「新潟・新しい波 男女平等推進プラン(H13～17年度)」策定(3月) 男女平等推進施策調整会議(議長:知事)設置(7月)
平成14年 (2002)			「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定(3月)、施行 男女平等社会推進課(県民生活・環境部)に改称 新潟県男女平等社会推進審議会設置(8月) 男女平等推進相談室開設(8月)
平成15年 (2003)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「少子化社会対策基本法」公布、施行	
平成16年 (2004)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者暴力防止法」改正	

年 号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
平成17年 (2005)	第49回国連婦人の地位委員会/ 『北京+10』閣僚級会合(ニューヨーク)	「育児・介護休業法」改正 男女共同参画基本計画(第2次) 策定(12月) 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
平成18年 (2006)		男女共同参画推進本部決定「国の 審議会等における女性委員の登用の 促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「新潟県男女共同参画計画(男女平等 推進プラン)(H18～24年度)」策 定(3月) 「ハッピー・パートナー企業(新 潟県男女共同参画推進企業)」登 録制度開始(7月) 県の各所属に「男女共同参画推進 員」設置(10月)
平成19年 (2007)		「配偶者暴力防止法」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」及び「仕事 と生活の調和推進のための行動指 針」策定	「新潟県ワーク・ライフ・ balan ス推進共同宣言」実施(10月)
平成20年 (2008)		「女性の参加加速プログラム」男 女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」改 正	
平成21年 (2009)		「育児・介護休業法」改正	
平成22年 (2010)	第54回国連婦人の地位委員会/ 『北京+15』記念会合(ニュー ヨーク)	男女共同参画基本計画(第3次) 策定(12月)	
平成23年 (2011)	UN Women(ジェンダー平等と女性 のエンパワーメントのための国連 機関)正式発足		
平成24年 (2012)		「『女性の活躍促進による経済活 性化』行動計画～働く『なでし こ』大作戦～」策定	
平成25年 (2013)		「日本再興戦略」閣議決定(成長 戦略の中核に「女性の活躍推進」) 「配偶者暴力防止法」改正	(財)新潟県女性財団が公益財団法人 新潟県女性財団へ移行(4月) 「第2次新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)(H25～28年 度)」策定(7月)
平成26年 (2014)		内閣に「すべての女性が輝く社会 づくり本部」設置	
平成27年 (2015)	第59回国連婦人の地位委員会/ 『北京+20』(ニューヨーク)	「女性活躍推進法」公布、施行 男女共同参画基本計画(第4次) 策定(12月)	

年 号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
平成28年 (2016)		「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正 「女性活躍推進法」完全施行	「にいがたイクボス促進共同宣言」 実施(7月) 性犯罪・性暴力被害者のためのワ ンストップ支援センター(性暴力 被害者支援センターにいがた)設 置(12月)
平成29年 (2017)			「第3次新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)(H29～33年 度)」策定(3月)
平成30年 (2018)		「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」公布、施行 (5月)	

第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）
推進状況＜平成30年度版＞

平成31年1月発行

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課

Tel 025-285-5511（内線 2491～2494）

Fax 025-280-5166

E-mail ngt030130@pref.niigata.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/>